

令和3年第4回定例会会議録（第4号）

令和3年12月7日

○出席議員（23名）

1番	榊 田 貢 君	2番	日名子 敦 子 君
3番	美 馬 恭 子 君	4番	阿 部 真 一 君
5番	手 束 貴 裕 君	6番	安 部 一 郎 君
7番	小 野 正 明 君	8番	森 大 輔 君
9番	三 重 忠 昭 君	10番	森 山 義 治 君
11番	穴 井 宏 二 君	12番	加 藤 信 康 君
13番	荒 金 卓 雄 君	14番	松 川 章 三 君
16番	市 原 隆 生 君	17番	黒 木 愛 一 郎 君
18番	平 野 文 活 君	19番	松 川 峰 生 君
20番	野 口 哲 男 君	21番	堀 本 博 行 君
22番	山 本 一 成 君	23番	泉 武 弘 君
25番	首 藤 正 君		

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長	長 野 恭 紘 君	副 市 長	阿 南 寿 和 君
副 市 長	松 崎 智 一 君	教 育 長	寺 岡 悌 二 君
上下水道企業管理者	岩 田 弘 君	総 務 部 長	末 田 信 也 君
企画戦略部長	安 部 政 信 君	観光・産業部長	松 川 幸 路 君
公営事業部長	上 田 亨 君	市民福祉部長 兼福祉事務所長	田 辺 裕 君
いきいき健幸部長	内 田 剛 君	建 設 部 長	松 屋 益 治 郎 君
市長公室長 兼自治連携課長	山 内 弘 美 君	防 災 局 長 兼観光・産業部参事	白 石 修 三 君
消 防 長	須 崎 良 一 君	教 育 部 長	柏 木 正 義 君
上下水道局次長	山 内 佳 久 君	財 政 課 長	矢 野 義 知 君
総 務 課 長	牧 宏 爾 君	職 員 課 長	河 野 伸 久 君
次 長 兼 市 民 税 課 長	中 島 靖 彦 君	資 産 税 課 長	野 田 哲 也 君

政策企画課長	行部 さと子 君	観光課長	日置 伸夫 君
温泉課参事	河野 文彦 君	産業政策課長	竹元 徹 君
生活環境課長	堀 英樹 君	子育て支援課長	宇都宮 尚代 君
スポーツ推進課長	中西 郁夫 君	都市計画課長	籠田 真一郎 君
都市整備課参事	安部 英樹 君	学校教育課参事	松丸 真治 君
社会教育課長	古本 昭彦 君	消防本部次長 兼庶務課長	浜崎 仁孝 君

○議会事務局出席者

局 長	花田 伸一	議事総務課長	佐保 博 士
補佐兼議事係長	藤内 洋一	総務係長	市原 祐一
主 査	浜崎 憲幸	主 査	松尾 麻里
主 任	佐藤 雅俊	速 記 者	桐生 能成

○議事日程表（第4号）

令和3年12月7日（火曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前10時00分 開会

○議長（松川章三君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第4号により行います。

日程第1により、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告の順序により、発言を許可いたします。

○8番（森 大輔君） 前回の質問に引き続き、コロナ禍の行財政運営について質問していきたいと思いますが、質問通告の（2）の地方創生について先に話をしてから、産業振興とB－b i z L I N Kの組織体制について質問していきたいと思います。

前回は観光振興の視点から、別府市が約5年前に設立したB－b i z L I N Kという組織の諸課題や問題点について質問しました。今回は、地方創生と産業振興の視点からB－b i z L I N Kという組織の在り方、やり方についてどうなのか質問をしていきたいと思います。

「地方創生」という言葉ができて6年から7年たちますが、実は市民の方から分かりにくいという御意見を受けたので、まず「地方創生」とは何なのか確認をしてから質問をしていきたいと思います。

現在、私たちが直面している最も大きな行政課題は何ですかと問われれば、地方によって程度の差はあるかもしれませんが、それは人口減少と少子高齢化だと思います。日本創成会議・人口減少問題検討分科会の推計では、2040年までに消滅可能性都市は、全国で約900自治体あり、2050年には日本の人口が1億人を下回ることが推測されています。別府市も例外ではなく、人口10万人を下回る将来がすぐ目の前に迫っています。

この人口減少と少子高齢化の課題に取り組むために、2014年、当時の安倍政権がまち・ひと・しごと創生法をつくり、「地方創生」という新しい言葉と考えの基、東京など都市部一極集中の国の在り方を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけて地域の活力を取り戻す政策を支援することを始めました。具体的に言えば、観光振興に代表される観光戦略事業の推進や起業・創業支援に関わる産業振興、また少子高齢化対策、子育て対策、結婚や出産・子育てに希望が持てるまちづくり、ワークライフバランスに沿った働き方改革、都市部からの移住定住の促進、健康寿命を延ばし生涯現役で活躍できるまちづくり、安心・安全で暮らしを守る災害防災に強いまちづくり、ユニバーサルデザインに代表されるバリアフリーを考えるまちづくりなど、地域経済を元気にする地方自治体の取組に対し国が情報面、財政面、そして人材面の3本の政策で支援するのが、国が掲げる「地方創生」です。

つまり「地方創生」とは、地域・地方の人口減少を食い止めて地域経済を元気にする取組と理解して間違いないですか。

○産業政策課長（竹元 徹君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、間違いございません。

○8番（森 大輔君） 国が掲げたこの「地方創生」の政策を受けて、別府市は、総合戦略という計画をつくり、別府市の将来展望として目標人口を定めました。これによると別府市の人口は、現在約11万4,000人から、19年後、私が57歳になる2040年には約10万4,000人、そして39年後、私が77歳になる2060年には約9万2,000人に減少すると示しています。これまでの別府市の人口減少の推移から、10年間で約6,000人、20年間で約1万2,000人減少してきたことから、これからも人口が減少していくことは推測できますが、だとしても、別府市の総合戦略で定めた人口目標は現実的な数字かもしれませんが、一方で消極的ともいえる数字から、別府市の地方創生の将来を心配しているのは私だけでしょうか。

そういう意味で別府市が定めた将来の人口目標は、少子高齢化が進む中、地方創生を進めても人口減少に歯止めをかけるどころか、維持することも難しいということですか。

○産業政策課長（竹元 徹君） お答えいたします。

総合戦略におきます目標人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計と本市の現実を直視した上で、総合戦略に掲げる各施策を着実に実施することで、2040年に10万3,944人、2060年には9万2,434人の人口を確保することを目標として定めたものでございます。国立社会保障・人口問題研究所の推計によりますと、2060年には8万1,247人まで人口減少が進むことが予測されておりますが、本市の総合戦略実現によります施策効果により1万1,187人の人口減少の抑制を図る取組でございまして。

○8番（森 大輔君） 質問する前に言いましたが、これまで別府市の人口減少の推移から、20年間で1万2,000人は減少しています。このような推移からすると、40年後の2060年には、現在の人口約11万4,000人から2万4,000人減少することは推測できると思います。総合戦略で掲げた人口目標9万2,000人というのは推測より2,000人多いですが、厳しい人口目標であることは間違いないと思います。

地方創生という新たな国の政策の基、地域の人口の減少に少しでも歯止めをかける、地域を元気にする取組、これを観光振興や産業振興など様々な分野でさらに加速していかなくてはいけないことは、議会はもちろん行政の皆さんも当然認識していることだと思っておりますが、現実として別府市も全国の例に外れることなく人口減少や少子高齢化の傾向は、今後も続くことも否めない事実です。

ただ、このような厳しい社会情勢の基、人口が減少している自治体はたくさんありますが、逆に増えている自治体も実はあります。類似団体でいえば千葉県流山市は、この15年間で人口が約16万人から20万人になっており、約4万人増加しています。一方で別府市は、この15年間で人口が9,000人減少しています。

流山市がなぜこのように人口が増えているのか。詳しくは行ってみないと分かりませんが、調べると、「母になるなら、流山市」というキャッチフレーズの基、子育て世代の定住を目指し宣伝に力を入れて、子育て支援や子育て環境の整備に尽力してきたまちづくりが要因の一つのようです。

このように先進自治体と比べると、改めて別府市の将来が心配になるのは私だけではないと思います。別府市は今から約5年前、人口減少を食い止めて地域を元気にする取組を目標に産業連携組織B－b i z L I N Kという一般社団法人を設立し、別府の地方創生の実現を目指すその中心的な役割を担ってきたと思います。別府市が策定した総合戦略によると、地域に仕事をつくり、新たな人流を創出することでまちを活性化し、地域の稼ぐ力を強化するとあります。これは当時の政権が、地方創生を進めるには、まず地域に仕事を創出することから地域を元気にする取組が始まるという理念に基づいていると思います。この理念によれば、仕事があれば人が集まり、人が集まればまちは活性化するという好循環を生み出すことが、地域の観光産業の再生や中小企業の再生につながる。結果的にまちの稼ぐ力が高まり、地域経済の発展が実現すると言われております。

ここまでの説明に、間違いはありませんか。

○産業政策課長（竹元 徹君） 間違いございません。

○8番（森 大輔君） これまでの5年間で別府市は、B－b i z L I N Kに対し約10億円の税金を使い、地域の稼ぐ力を強化することを目的にしてきたこの組織ですが、別府市の地方創生は今どこまで実現できていますか。

○観光・産業部長（松川幸路君） お答えいたします。

まず初めに、今、議員が1つ類団で提示をしていただいた流山市でございまして、たしか私の記憶では東京圏の、東京都のベッドタウンの一つの都市であるというふうに思っております。つまり東京圏の一極集中の中の一つの都市でありますので、やはり九州の地方の一都市となかなか比べるとは厳しいと思っております。

そこで、そのB－b i z L I N Kは、まち・ひと・しごと創生法に基づき別府市総合戦略策定の市民会議におきまして、その必要性が議論され、市総合戦略に明記され設立された法人であります。別府市における地方創生事業の事業を推進主体として国からの認定も受けている法人であります。また、法人の設立の目的につきましても、別府市の地域振興に関する諸施策と連携した活動を行い、地域経済の持続的な発展と住民の生活向上に寄与することを目的としております。

議員が言われます、現在どの段階かというようなことを言われますと、私どもの本市の地方創生総合戦略の第1期である27年度から令和元年度までが終了し、現在2期目の2年目でございますが、議員も言われたように、究極の問題は人口減少対策でございます。そもそも地方創生であるのは人口減少対策が目的でございます。費用対効果としてすぐに見えにくいものとか、成果として現れにくいものが少なくございません。例えば人材育成や起業家の育成、別府市に残さなければならない例えば財産の保全など、今先行投資を行い、将来に向けた必要な事業、人材育成などには積極的に取り組んでいかなければならないものが多いというふうに考えております。いわゆるまいた種が徐々に芽を出し始める事業、また他の事業のモデルとなる事業など、別府市の地方創生の計画図である総合戦略の推進と実現におきまして先駆的に取り組み、これからも着実に成果を上げていきたいというふうに思っております。

- 8番(森 大輔君) 地方創生がどれだけ実現できているのか。この評価の在り方ですが、議会として分かりやすく評価すれば、先ほど部長も言われましたが、人口減少にどれだけ歯止めをかけているのか、また、どれだけ地域経済を活性化しているのか。具体的に言えばどれだけ市民所得が向上し、市税収入が上がっているのか。それにより、どれだけ市民サービスや福祉サービスが充実し、最終的に市民が幸せや豊かさを感じることできるまちを実現しているのかということが問われると思いますが、今のところそれを実感できる市民の方は多くないと思うのは私だけでしょうか。具体的に言えば、別府市の市民所得の平均は230万円ですが、県内市町村の平均は約270万円です。また、本市における1人当たりの税収額は、類似団体と比較して50位中43位と低く、特に個人住民税、法人住民税、そして固定資産税の税収が少ないことが指摘されています。

地方公共団体の主な財源であるこれらの歳入割合が少ないことは、財政の逼迫化、ひいては本市にとって必要な事業を実施することが困難な状況へとつながる懸念があることから、これらの状況を改善し市税収入の増収を図るために、別府市における就労の場と就労人口の増加につながる政策を講じ、市民所得の向上を図ることを市議会から別府市に対し政策提言を行っています。

また、市民サービスや福祉サービスについては、ここ5年間の間に市営施設の値上げ、高齢者の市営温泉無料入浴券の廃止、高齢祝い金の縮小、そのほか補助金や福祉サービスの見直しなど、市民生活に直接影響が出る痛みを伴う予算削減が提案されてきました。正直、こういった市民生活に痛みを伴う予算削減には議決したくありませんが、財政上厳しいのでやむを得ないという理由で議決してきました。一方で、高齢者のおでかけ支援事業は実現できましたが、ワンコインバスは事実上実現できませんでした。また、9月議会で提案された北浜テルマスの廃止については、長年にわたり利用者負担の徹底や赤字運営の見直しのために議決しましたが、年間約4万人の方が利用してきたこの施設で健康維持を続けていきたいと希望する市民の方の失望する声を聞くのは、議員として正直つらいです。

これらは、ここ5年間の一例ですが、市民サービスや福祉サービスは以前より充実していますか。本当に市民が幸せや豊かさを感じるまちの実現に進んでいますか。B－b i z L I N Kが中心的な役割を担ってきた今の別府市の地方創生のやり方は、本当に効率的で効果的ですか。そういう意味で今回はB－b i z L I N Kが行ってきた産業振興について

て質問していきたいと思えます。

B－b i z L I N Kの産業振興の実績については、今年の6月議会に部長から説明がありました。B－b i z L I N Kが取り組んでいる産業振興の具体的な事例として起業・創業支援、事業者の新規事業開拓や事業拡大の伴走型支援、新商品や新サービスの開発支援、ビジネスマッチングに関する事業などを上げています。これだけあると、商工会議所やちょっとしたコンサル会社、銀行など、プロ顔負けのすばらしい事業内容です。しかも税金で運営している非営利の法人なので、相談料はかからないと思えます。しかし、実際にB－b i z L I N Kに相談に上がった方から聞く話は、相談に行っても十分な対応がなく、関係各所を紹介され、たらい回しにされましたという声も多々聞きます。

以前の議会で市長が言われましたが、「B－b i z L I N Kは法人として幾ら利益を出すかではなくて、設立目的に対してどれだけ成果や効果を出したかで評価してください」と言われましたが、本当に市民の期待に寄り添う成果や効果は出していますか。

○産業政策課長（竹元 徹君） お答えいたします。

前回の答弁とも重なる部分もございますが、起業・創業の相談件数につきましては、令和2年度までに延べ219人、うち22名の方が起業を実現しております。4 B i 事業におきます新しい土産物の商品開発では、3年間で35社の事業者に参加をいただき、96品目の商品を開発、総売上額は2億4,438万3,226円を達成しております。また、令和2年度に行いました「ONE BEPPU DREAM」では147件、令和3年度では199件のサポーター企業とのマッチングが成立し、サポーター企業によります支援に加えまして、B－b i z L I N Kによります伴走支援により市内に常設店舗を構えることができた大学生や支援に成功した起業家、全国の跡継ぎが集うイベントで優勝した方も出てきております。しかしながら、相談者等からの全ての要求にはリソースや相談内容等に対する限界もございまして、全て答えられない部分もあると思えますが、市民等にしっかり寄り添った対応により、新たなビジネスの種も着実に芽生えてきていると考えております。

○8番（森 大輔君） 以前の議会で部長が、「地方創生の根幹は人づくり」と言われましたが、確かに人づくりはまちづくりだし、まちづくりは人づくりだと思っております。ただ私の知る限りB－b i z L I N Kの事業について思うことは、漠然とした成果や実績はあるかもしれませんが、例えば広告換算額とか何名参加しましたとか、再生動画回数が幾つになりました。しかし、実際重要なのは、どれだけ別府市の地方創生に寄与したのか。具体的に申し上げれば、どれだけ別府市の人口減少に歯止めをかけて、地域経済の発展につながっているのか、ここが問われてくると思えます。決してコロナの影響を受けている今だからこそうわけではありませんが、少なくとも10年後どのようなになっているのか誰にも分かりませんが、B－b i z L I N Kが始まって5年たちますが、今の段階で地域経済の活性化を実感できる市民の方はそう多くはないと思っております。

前回の議会で、観光戦略事業強化のために人材雇用事業について、3年間で8,260万円の税金が使われていることについて質問しました。この事業を通してB－b i z L I N Kが契約している地域活性化アドバイザーに別府市長の月額報酬約89万より高額と試算される委託料が支払われることが分かり、高額アドバイザー委託事業は、本当に効率的で効果的なお金の使い方なのか、市民の理解や納得、共感を得ることはできるのか、改めて指摘させていただきました。

その際、B－b i z L I N Kが契約をしているアドバイザーは1人だと聞いていたのでも1人しかいないと思っていました。しかし、その後、実はB－b i z L I N Kには複数人のアドバイザーを名のる方がいることが分かりました。B－b i z L I N Kにアドバイザーは何人いるのですか。

○観光・産業部長（松川幸路君） お答えいたします。

B－b i z L I N Kに聞いたところによりますと、現在、B－b i z L I N Kの全事業におけるアドバイザーは4名と聞いております。

- 8番（森 大輔君） なぜこのような質問をしたかという、B－b i z L I N Kのホームページを見てもアドバイザーは1人しか紹介されていないのです。また、既にB－b i z L I N Kには在籍していない方がスタッフ紹介に載っていたり、いるはずの方が載っていなかったり、事実と違うことが紹介されていたりしています。なぜ市民や議会に正確な情報を公開しないのか。情報を公開できない理由があるのかよく分かりませんが、B－b i z L I N Kのそういった不透明な管理運営体制が、市民や議会の疑問や疑念につながるのではないのでしょうか。

改めて、要らないお世話かもしれませんが、これが、別府市が自信を持って設立した先進的な組織の在り方ですか。

- 観光・産業部長（松川幸路君） お答えいたします。

まず、ホームページのことの御指摘だと思っておりますが、ホームページの更新につきましては、その当該団体がしかるべく対応するべきところではありますが、議員が今言われる御趣旨のほうは当該団体のほうにお伝えしたいと思っております。

- 8番（森 大輔君） 改めてB－b i z L I N Kのアドバイザーについて質問していきますが、まずアドバイザーという仕事は、具体的にどんな仕事ですか。

- 産業政策課長（竹元 徹君） お答えいたします。

アドバイザーにつきましては、これまでの経験や実績を生かしましてプレイヤーとプレイヤーを結びつけまとめ上げ、補完して事業を進めていく全体のマネジメントに加えまして、起業・創業やワーケーション等をはじめ産業振興施策に関する提言・助言や企画・仕組みづくりなどの業務を担っていただいております。

- 8番（森 大輔君） では、そういったアドバイザーという仕事にどういう経歴や実績を持つ人物を選考されていますか。

- 観光・産業部長（松川幸路君） お答えをいたします。

過去に地方創生、それと地域振興に、例えば空き店舗の開発であるとか様々な企業の誘致であるとか、そういったものに実績のある方、または女性の起業に対しての事業の実績がある方など、様々な優れた実績をお持ちの方々でございます。

- 8番（森 大輔君） 前回の議会で市長が、「B－b i z L I N Kという組織の肝は人なのです。組織をつくっただけで人が、そこにいい人材が集まらないと何もできませんから」、このように話をしていました。この点については否定しませんが、逆にそこが一番難しいことと思っております。市長の腕にかかれば、きっと優秀ですばらしい経験を積んでこられた人材が集まっていると信じたいですが、そもそもB－b i z L I N Kのアドバイザー委託はどのように選考しているのですか。厳粛な公募はされたのですか。選考の経緯や選考基準などはどのようになっていますか。また、市長がB－b i z L I N Kのアドバイザーの選考に影響を与えているという事実はありませんか。（発言する者あり）

- 議長（松川章三君） 時間を止めてください。（発言する者あり）質問に対する反問。はい、時間を止めてください。

- 市長（長野恭紘君） まず、様々な御指摘をいただいておりますことに感謝を申し上げます。

例えば今、具体的に最後に言われた部分なのですけれども、人事に対して私が影響を与えることがよくないということが前提の質問かということ、まずちょっと確認をさせていただきたい。というのは、それによって質問の中身がちょっと変わってくるものですから、正確にお答えをさせていただきたいので、それに対してはいかがかということ、まず御確認をさせていただきたいと思っております。

- 8番（森 大輔君） 市長が、B－b i z L I N Kのアドバイザーの選考に対して影響を与えていることがいいことなのか悪いことなのかということを確認したいということでしょうか。それは、ケース・バイ・ケースだと思っています。
- 市長（長野恭紘君） ケース・バイ・ケースということですが、今回の質問の御趣旨、例えば具体的に4人のアドバイザーということが出たと思えますけれども、例えば4人のアドバイザー全員に対してなのか、例えば特定のアドバイザーに対してのことなのか。それによってまた答えが変わってくるので、正確にお答えしたいので、それだけ御確認をさせていただきます。
- 8番（森 大輔君） 決して特定しているわけではございません。
- 市長（長野恭紘君） では、多分誤解があるのだと思うので私から御答弁をさせていただきたいと思いますが、まず、B－b i z L I N Kという団体は、別府市の地方創生の実現、つまり総合戦略を実現するために設立をされた団体ですね。それ以外にも、例えば別府市総合振興センター……
- 議長（松川章三君） 市長、市長。それは反問の……
- 市長（長野恭紘君） いえ、お答え、答弁。
- 議長（松川章三君） 答弁ですか。ちょっと待って。時間を戻してください。では、市長。
- 市長（長野恭紘君） 失礼しました。もう一回ちょっと最初からいきますが、B－b i z L I N K自体は、総合戦略を実現するために設立された団体ですね。それ以外にも別府市総合振興センターであるとかピアワークであるとか、外郭団体がありますね。そういったところもあって、常に人事の情報というのは当然やっています。B－b i z L I N Kにしてもその外郭団体にしても、いずれにしても当然私は人事の情報共有とか情報提供はしますし、話し合いをしながらやっていきますけれども、決めるのはあくまで当該の団体ということになりますので、御質問の正確なお答えをするとすれば、当然それぞれの団体は外郭団体なので、別府市といろいろな連携した事業があります。なので、影響を及ぼしたことがあるかと言われたら、恐らくあるのだと思いますし、ないこともあると思います。それは最終的には、当該団体の最終的な意思決定で、組織運営の意思決定がなされているのではないかというふうに思っているところでございます。
- 8番（森 大輔君） 重ねて改めてお聞きしますが、先ほど質問の中にも言わせていただきましたが、このB－b i z L I N Kのアドバイザーの選考については、公募はされましたか。また、その選考の基準とか経緯、それはどうなっていますか。
- 市長（長野恭紘君） 先ほど申し上げたように、これはその団体が正常なというか、正規の仕事をして、その恐らく内部留保、いわゆる稼ぎをしますよね、もうけるわけですね。そこで内部留保する。その内部留保の中で人材を選ぶということに関しては、それに対して私たちがどうこう言う立場ではないので、恐らくアドバイザーの1人は、私がこの人しかいないということで情報提供を差し上げた方ですが、その団体が例えば振興センターとかほかの団体においてもそうですけれども、決めるときにその選考をどうしたかという、その団体の意思決定はその団体の意思としてやることだと思いますので、お答えするとすれば、恐らくその内部留保を使って自分たちの適当と思われる人を決定したのだろうと。それは基準がどうかということは、ちょっと申し訳ないけれども、分からないのですけれども、恐らく適当だと思われる方を正常に選んだのだろうというふうに思います。
- 8番（森 大輔君） B－b i zのその内部留保は幾らあるのかということは、ちょっと存じません。存じませんが、今、市長が言われていることを整理、理解させていただきますと、このB－b i z L I N Kのアドバイザー選考について別府の市長として、B－b i z L I N Kを設立したほうの関係者として、この選考についても多かれ少なかれ関与、影響はされているという理解でよろしいでしょうか。

- 市長（長野恭紘君） 何度も申し上げますけれども、B－b i z L I N Kだけではなくて振興センターとかピアワークとか、その他いろいろな外郭団体があると思いますけれども、全てにおいて当然密接に関係をしていますから、特にB－b i zの場合は総合戦略を実現するために設立された団体ですので、その中で実現をする事業について必要な人材というのは、お互いに常に、常に情報交換をして、それが影響することになれば、全く違う人が恐らく選ばれるというようなこともあるのだろうというふうに思います。
- 8番（森 大輔君） ということは、以前の議会で市長が、「B－b i z L I N Kは私の法人ではありません。また、私とB－b i z L I N Kは一体ではありません」と、そういうふうに言われておりましたが、ここに矛盾が生じませんか。
- 市長（長野恭紘君） どこに矛盾があるのかよく分からないのですが、私は別府の市長であって、B－b i zの理事長でもありませんし、B－b i zに、ただ何回も言いますけれども、B－b i z L I N Kというのは、特殊な使命を帯びて設立をされた団体ですよ。ここは御理解をいただけたらと思うのです。なので、例えば別府市の総合戦略イコール、それは別府市の将来を担っていく、今、議員が言われたような人口減少に歯止めをかける、そういったしっかりとした使命を帯びた団体だと思います。その使命を帯びた団体のメンバーを選んでいく作業のときに、別府市は例えば大株主ですよ。株主が例えばその意思決定の少し情報提供したりとか情報交換したりする中で、それを一部含んで、そのことが言うことを聞いてくれなかったり聞いてくれたりということがありますということは当たり前のことですし、私の団体ではありませんけれども、そういうことは御理解をいただけたのではないかなというふうに思いますが、そこに矛盾があるというふうに言われたら、ちょっと私には分かりませんが、矛盾はないというふうに思います。
- 8番（森 大輔君） この後でその議論については深めていきたいと思いますが、今まで別府市が議会に対してしてきた説明として、B－b i z L I N Kは市とは別の法人です。その別府市とは別の法人に対して市長がB－b i z L I N Kのアドバイザーの選考に関わっているということは、これは問題にはならないのですか。
- 市長（長野恭紘君） 具体的に何の問題に当たるのかというのが分からないのですが、これは聞くと反問になりますけれども、聞きましょうか。何の違反に、問題に当たるのか逆に教えていただきたいのですが、これは反問なので、もういいですが、逆に何の問題になるのか御指摘をいただければというふうに思いますし、何回も言いますけれども、私の団体ではないことはもう明白ですよ、私が理事長ではないし、私がお金を出しているわけではないので。ただ、別府市が出資をして、別府市の総合戦略を実現するための団体ですから、そこに対して情報交換をして人事の情報共有をするというのは、これは当たり前のことだというふうに思うのですけれども、そこは多分議員との意思がちょっと一ではない、多分一つではないということなのだろうというふうに思いますので、これはこれで仕方がないことではないかなというふうに思います。
- 議長（松川章三君） 森議員、森議員に言います。ちょっと同趣旨の質問を繰り返しているので、これ以上やっても同じですので、次の質問に移っていただきたいと思えます。
- 8番（森 大輔君） では、違う視点から質問をさせていただきます。それはどういったことかという、これからのB－b i z L I N Kの在り方です。以前の議会で市長の考えとすれば、B－b i z L I N Kはいずれ自立自走しながら別府市の地方創生に取り組んでいく。つまり別府市からの税金に頼らず運営していく方針を示されたのだと思います。だから、議会は早くそうしてくださいと多くの議員が指摘してきました。しかし、実際は5年経過した今も運営、委託事業、そして負担金事業、その原資のほとんどは別府市からの税金で担っています。その総額は約10億円になることは、今まで指摘されてきたとおりです。

また、別府市は、これまでB－b i z L I N Kは一般社団法人なので、別府市とは別の団体という説明をしてきました。そうすることでB－b i z L I N Kが税金を使って行ってきた様々な契約や事業の詳細を市民や議会に情報公開する対象にはないとしてきました。

また、別府市は、市とは違う団体という建前により、税金を使った委託事業に関わらず、事業者選定のやり方は価格競争を用いた行政ルールの対象になっていません。理論上、市役所からB－b i z L I N Kに出向すれば、公務員ですら行政ルールにとらわれることなく事業者選定できることから、公務員と利害関係者の関わり方も心配されています。

しかしながら、別府市が100%出資してこの法人を設立した経緯や、別府市の副市長がこの法人の理事長を兼任している事実を考えると、実質は別府市の仕事を市の意向を付度しながら行う別府市の出先機関、もしくは子会社みたいな状態になっているのが実態ではないでしょうか。議員の意見は聞かなくても、市長の意見、アドバイザーの意見は参考にされるかもしれませんが、これからもこの法人は別府市の子会社、もしくは出先機関のような状態のまま運営していきますか。

○観光・産業部長（松川幸路君） まず私のほうからは、前段で議員の御質問のございましたB－b i z L I N Kの自立自走についてをお答えさせていただきます。

将来的にはB－b i z L I N Kを自立自走できるようにしていきたいとは、確かにお答えをさせていただいております。ですが、新型コロナウイルスの感染症の影響により、この約2年間は、実質B－b i z L I N Kが予定していた事業ができていない状況はあると思います。その間、商工会議所や旅館ホテル組合、観光協会などとともに、コロナで打撃を受けた市内経済活性化のための事業を推進してまいりました。そのような状況の中、なかなか自立自走を考える状況でなかったというのが、本音、いわゆる現実でございます。コロナ禍はまだこの先が見えにくい状況でございますけれども、できるだけ早く元の正常な状況に戻り、「B－b i z L I N Kでない」と別府の地方創生は推進できない」と言われるよう事業を実施し、自立に向けた動きを元に戻していきたいというふうに考えております。

○8番（森 大輔君） このB－b i z L I N Kが設立されて間もなければ、今の答弁で理解させていただきますが、事実、B－b i z L I N Kは設立されて5年が経過しています。ただその5年間の間に幾度となく議会のほうでは自立自走を求める指摘をさせていただきましたが、現実としてそれがかなっていないので、どうなっているのですか、今の実態は、実際はB－b i z L I N Kは、自走は難しいのではないのかということ指摘させていただきました。その理由をこれから申し上げます。

これまでの市長の議会答弁から論理的に考えれば、この組織の自立自走は不可能とは言いませんが、かなり難しいと思います。なぜなら、別府市の総合戦略に基づいて別府市の地方創生の実現という公共性の高い目的を実現するために事業を行う法人なら、必然的に自立自走を目指すために利益を追求する法人とは相入れないからです。仮にB－b i z L I N Kについては、設立当初から言われるように別府市の稼ぐ力、地方創生を実現するために別府市の意向を100%遂行する市の出先機関としてこれからも活動しますというなら、私はそれはそれでいいと思います。ただ、そうであれば税金の使い方、事業者選定の在り方、B－b i z L I N Kに出向している公務員と利害関係者との関わり方、情報公開の在り方について行政ルールに従いながら運営すべきと考えます。

しかし、今の状況は残念ながら設立から5年たちますが、自立自走は実現せず、実質的に市役所の出先機関として税金を使って事業をしているのに、事業者選定には行政ルールが適用しないという、議会からすれば筋が通らない。行政からすると情報公開なくしていい都合のいい法人となっていないのでしょうか。仮にB－b i zの契約事項については情報

公開の対象にならないというのが、別府市やB－b i zの認識なのだろうと思いますが、今の法律や条例が完璧で、市民の方が不満や不安がなければそれでいいかもしれませんが、実際はそうではありません。だから議会や議員は、市民の声を行政に届ける必要があると思います。

これからこの法人は、別府市の意向を忖度する出先機関になるのか、それとも経済的に独立した法人として別府市の地方創生の一翼を担うのか。どちらになってもメリット・デメリットはあると思いますが、少なくとも現状でいえばこの法人の問題点は、建前と現実が違うところ、矛盾点であると改めて指摘させていただきたいと思います。御意見がなければ終わりたいと思います。(発言する者あり)

○議長(松川章三君) 反問ですか。時間を止めてください。どうぞ。

○市長(長野恭紘君) たびたび申し訳ないのですが、自立自走については、本当に議員の言われるように遅れています。それはコロナが言い訳にできない部分においても遅れています。それは過去の議会においても私は申し訳ないと。ただ、確実にB－b i z L I N Kは別府市にとって必要な団体となって、別府市の総合戦略、未来を語る上で別府市は必要不可欠になるでしょうということを申し上げましたので、これはいずれにしてもしっかりやっていきたいというふうに思っていますけれども、議員が言われるその、私たちが多分思う自立自走という姿と、議員が思っている自立自走という姿は、ちょっと違うのだろうというふうに、ちょっと思うのですね。だから、その議員が思うところの自立自走というところの定義というのはどういうものなのかを、まずひとつ確認をしたいと思います。

そして2つ目に、別府市の総合戦略を実現しながら行政ルールや様々な、いわゆる我々が今使っているルールを適用してやっていくべきだというふうにおっしゃいました。私は、そうは思っていないが、先ほど気になったのは、別府市の総合戦略の実現をしながら自立自走、つまり稼いでいくということができないというふうに聞こえたのですけれども、この2点をまず御確認させていただきたいと思います。

○8番(森 大輔君) まず、自立自走の定義ということですが、B－b i z L I N Kが目指しているその自立自走の姿というものが、どういうものかというのが分からなかったので一応質問はさせていただきました。ただ、私なりに定義は何ですかと聞かれると、例えばそれは経済的に自立している、そういうことなのだろうなと思います。ただ、別府市が描いているB－b i z L I N Kの自立自走がそうではないのかもしれませんが、私の考えている自立自走というのは、普通に考えて自立していますねというのは、恐らく経済的に自立していますね、そういうことがやはり重みを置くのではないのかなと思っています。

もう1つ。別府市の総合戦略に基づいて地方創生の実現を目指しながら自立自走は難しい、「難しい」と言いました。決して無理とは言っていない。難しいのではないのでしょうか。その理由は、市の総合戦略に基づいて地方創生を実現するという、この公共性の高い目的を実現するためには、利益を追求する法人、ひいてはその自立自走を目指している、利益を追求する法人の在り方を追及していくと、公共性の強い事業をしていく限りなかなかもうけることができなくなりますので、結果的にその方向性は相入れないものになっていくので、論理的に考えて自立自走は現実的に難しいのではないのかなという質問をさせていただきました。

○市長(長野恭紘君) まだ反問権の続きでいいですか。

○議長(松川章三君) どうぞ。

○市長(長野恭紘君) よく分かりました。恐らくこれは本当に私たちの責任が大きいなというふうに思うのは、その自立自走の定義とか将来像を具体的にまだ市民の皆さんや議会にお示しできていないということなのだと思います。なので、今ここまで時間がかかってきましたけれども、ようやくB－b i z L I N Kはじめ将来の別府市の経済循環とか、

それぞれのそのための組織の形というのは何となく、何となくというか、もう明確に分かってきていますので、しっかりとこの将来の姿・形、自走ということに対しては実現できるという自負も自信もありますので、それを実際やっていきたいというふうに思っています。

地方創生を実現しながら稼いでいくということは、これ、できます。しっかりできますので……

- 議長（松川章三君） 市長、市長。反問を簡略に言ってください。今のは答弁になっているので。
- 市長（長野恭紘君） では、時間をもう一回。
- 議長（松川章三君） いいですか。
- 市長（長野恭紘君） では、ちょっと時間……
- 議長（松川章三君） いや、それなら反問、先ほどの反問に対する回答がなされました。それでよろしいでしょうか。森議員が、反問に対する……いいですね。
- 市長（長野恭紘君） 私は、反問に対しての答えだと思っていますけれども、反問ではない……
- 議長（松川章三君） 反問に対する答えは、今度は答弁になりますので、それでよろしいですね。今から、では答弁をするように。いいですか、答弁でいいですね。
- 市長（長野恭紘君） では、簡潔に、簡潔に……
- 議長（松川章三君） はい、ちょっとお待ちください、ちょっとお待ちください。はい、時間を回してください。はい、どうぞ市長。
- 市長（長野恭紘君） 失礼しました。では、答弁ということでお答えさせていただきたいと思えます。

もう今言いましたので、簡潔に言いますと、さっき言った2つの質問というのは、綿密にしっかりと重なっているような質問、お答えだったのですね。というのは、今までは時間がかかってきましたけれども、これから先のことというのは、今まで助走期間だったとしたら、ちょっと遅れておりますけれども、しっかりそれが、約束したことが実現できる組織運営体制になっていくだろう。

自走の定義については、今ここではっきり言えるのは、自立自走したとしても、例えばマーケティングの部分であるとか、例えば広報、PRの部分というのは、引き続き多分B－b i z L I N Kしかできるところはないというふうに思います、経済循環をして、地元の企業に任せるといった点においてはですね。外に出せば別ですけれども、市内にこだわれば、恐らくB－b i z しかなかなかないのだろうというふうに思いますので、そういったことを考えると、税金が100%入らないことが自立自走ではないということは、もうはっきりとここで申し上げておきたいというふうに思いますし、その割合や稼ぎ方ですね、将来これは会社になるかもしれませんし、DMOがDMCに、カンパニーになるかもしれませんし、そういったことは恐らくあるだろう。共存共栄は可能だろうというふうに思います。

- 8番（森 大輔君） 一言で言えば、これからのB－b i z L I N Kの在り方についてお手並みを拝見させていただくという言葉に尽きるのだと思いますが、これまでの5年間の経緯を見ていますと、別府市からの税金が今でも90%以上B－b i z L I N Kの活動の原資となっています。誰もこれが、別府市からの税金がゼロになることが自立自走だと思っ

ていませませんが、5年たった今も90%以上のB－b i z L I N Kの活動の原資は別府市からの税金ではないのかな。そういう視点から見て自立自走の道はこれからも時間がかかるのではないのかな、そういうふうに思っています。

また、先ほど来から申し上げているように、公共事業、公共性の高い事業をしていく法

人が、自立自走を目指していくというのは、論理的に考えて相入れないと思っています。決して難しい、決してできないとは言いませんが、恐らく難しい道を今から選んでいくのかなと思います。具体的にそれがどういう方法で論理的にできるのかということについては、改めて市民や議会のほうに示していただきたいと思っています。それはできるのですよと言われても、どういうふうにできるのかよく分かりませんので、どういうふうにできるのかということ論理的に説明を改めてしていただきたいと思っています。

ということで、このB-i-z LINKについては、今回はこれで質問を終わらせていただきたいと思っています。

次に、消防団の報酬及び出動手当の支給の在り方について質問していきます。

消防団への報酬及び出動手当の支給については、今年の4月からこれまでの現金払いから口座振込にするよう議会に提案され議決されました。出動手当や報酬などの支払い方法を現金払いから口座振込に提案された背景には様々な理由があると思いますが、議決した議員の一人とすれば、それぞれの分団による事務や手間が省けて負担が軽減されることで、団員皆さんに喜ばれると期待していましたが、実際はそうでもない声を聞きます。

その理由は、訓練や出動から何か月もたっているのに振込がない、対応が遅いということです。口座振込を行う事務作業は、そんなに難しいことですか。

○消防本部次長兼庶務課長（浜崎仁孝君） お答えいたします。

まず、以前の現金払いによる支給方法につきましては、国からの通知により、その性格上本人に直接支給されるものと考えられることから、本市においても消防団条例の一部改正をして、個人口座への振込に変更したところでございます。現行の消防団条例では、出動手当や費用弁償、また年末にお支払する年額報酬は、報酬として取扱いますので、別府市会計事務規則により事務処理が異なっております。

議員御質問の出動手当の事務処理についてでございますが、以前の現金支給は、各分団長から提出された名簿により事務処理を行い、分団ごと一括して支払った後に各団員に支給されておりました。現在の口座振込は、各団員の請求書を整える事務処理が新たに加わり、各団員からの請求書の提出にばらつきが見られ、事務手続に時間を要することもあり、なるべく早期にお支払いができるよう努力しているところでございます。

なお、年末にお支払する年額報酬につきましては、在籍する全ての消防団員の把握ができていないことに併せ各団員の請求書が免除されるため、口座振替ができる準備が既に整っております。

○8番（森 大輔君） 訓練や出動があつてから2か月近くたつても、いまだに確認ができないという具体的なケースも聞いておりましたので、改めて紹介させていただきました。

消防団活動は、地域の防災を担っている方々が行っておりますが、日夜出動要請があれば現場に向かって難しい対応が求められる活動ですが、その活動はボランティア精神で支えられているということは言うまでもありません。そういう意味で今後は早急な対応をしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○消防本部次長兼庶務課長（浜崎仁孝君） お答えいたします。

現在、国からの指導である報酬等の引上げの見直しとともに、次回の議会で消防団条例の一部改正を議案上程させていただき、その条例改正では、出動手当は従来の費用弁償から出動報酬となり、各分団員の請求書を整える事務が不要になることから、より早い手続が可能となります。

今後につきましても、消防団員の皆様の御期待に添えるスムーズなお支払いができるよう、事務処理の改善に取り組んでまいりたいと考えております。

○8番（森 大輔君） 改めてお願いして、質問を終わりたいと思います。

次に、盛土規制に関わる諸課題について、最後に質問していきたいと思っています。

御存じのように熱海市の盛土災害を受けて、盛土に対して心配する声を別府市内でも聞いています。あの事故以降、国から全国の都道府県や市町村に対し、盛土に関わる災害防止のための点検や検査、調査、そしてルールづくり、規制づくりなどを進めるよう指示が出ていると思いますが、別府市は、市内の盛土の状況をどのように把握していますか。

○都市計画課長（籠田真一郎君） お答えいたします。

7月に発生した熱海市の土石流災害を受けまして、大分県的生活環境部、農林水産部、土木建築部が連携し、市町村が協力しながら土石流に対する要対策箇所の上流部における危険な盛土箇所などの調査を実施しましたが、危険な盛土は確認されませんでした。

また、国のほうでも関係省庁が連携して盛土の総点検を実施しているところで、県を通して関係課への調査依頼などが行われています。調査結果につきましては、年内をめどに暫定的に取りまとめを行う予定で進められています。

○8番（森 大輔君） 具体的にこれまで国・県、そして市が調査してきている市内の盛土の調査対象はどのようになっていますか。

○都市計画課長（籠田真一郎君） お答えいたします。

国が行っている調査につきましては、土砂災害をもたらすおそれのある地域内に近年形成された盛土で宅地造成規制区域、土砂条例の対象事などの関係法令の許可や届出の対象となる盛土などについて国土交通省、農林水産省、林野庁、環境省が連携して県及び市町村が連携しながら実施しています。点検につきましては、箇所を抽出し、法令等に基づく許可、届出の内容と現地の状況について確認を行うというものでございます。

○8番（森 大輔君） 大分県の盛土に関する関係条例に、土砂等の堆積行為の規制に関する条例があります。これによると3,000平米、1,000坪以上の盛土や埋立地、そして一時堆積地などについては一定の規制がある一方で、1,000坪以下の盛土や埋立地、堆積地については規制がないのが現状だと認識していますが、間違いはないですか。

○生活環境課長（堀 英樹君） お答えいたします。

現在のところ、大分県土砂等の堆積行為の規制に関する条例以外の法的規制はない状況でございます。

○8番（森 大輔君） 市民の方が心配していますが、住宅地に隣接している1,000坪以下の盛土や堆積地については、市内にも存在していることは確認させていただいております。万が一の災害を心配する声も聞きますが、住宅地に隣接する1,000坪以下の盛土や堆積地についての規制の在り方を、市としてこれからどのように考えますか。国としても堆積地や盛土の災害防止に関する法整備を進めていますが、今後、市として条例化を含めて盛土規制の在り方など考えていきますか。

○都市計画課長（籠田真一郎君） お答えいたします。

現在、国のほうでも法制化など検討を進めているところでありまして、全国知事会や全国市長会でも国に対して全国統一の基準、規制を早急に設けることを要望していると聞いております。

先日の新聞報道でもありましたが、国のほうで盛土対策を強化する関連法の改正案を、来年の通常国会への提出を目指して検討しているということでもあります。引き続き国及び県の対応を注視していきたいと考えております。

○8番（森 大輔君） 盛土に関しての規制、または災害防止、こういった関係条例の制定については、今後検討課題として市として取り組んでいただきたいとお願いして、私の質問を終わります。

○9番（三重忠昭君） それでは、早速質問に入ります。今回、質問項目に上げさせていただきました別府市就学前の子どもに関する教育等協議会の報告書についてであります。これについては今年の令和3年6月にこの報告書が出されたわけではありますが、その直後

の第3回定例会において、その報告書の内容については質問を通じて確認をさせていただきました。

今回は、あれから半年がたち、今、子どもたちの施策に関わる教育委員会とそれから市長部局の子育て支援課でどのような議論・協議がされているのか、その進捗状況を聞かせてください。

(議長交代、副議長小野正明君、議長席に着く)

○学校教育課参事(松丸真治君) お答えいたします。

協議会の目的である別府市の就学前教育等の総合的な提供を推進するため、別府市の就学前教育・保育のあり方に関する基本方針や実施計画の策定に向けた協議を市民福祉部と教育部で行っております。本市の状況として市内全幼児教育・保育施設に関わる部署がないこと、子育てに関する部署が一元化されていないことなどがあります。この問題を解決し、報告書の内容を基本方針に盛り込んでいくためには、新しい組織体制の構築が必要であることから、国の動向を共通理解するとともに、他市の組織体制を参考にしながら行政窓口の一本化を含めた検討を市民福祉部と教育部で重ねているところでございます。

○子育て支援課長(宇都宮尚代君) お答えいたします。

それぞれの幼児教育・保育施設は、別府市子ども・子育て支援事業計画の中で運営しており、それぞれの特色を生かした運営をしながら役割を担っております。その中で行政は、幼児教育・保育施設を下から支え支援する役割を担っております。

報告書の中で幼稚園と保育所の両方のよさを併せ持つ施設として認定こども園について触れていましたが、現在、別府市では私立の幼保連携型認定こども園が3園設置されております。近隣市町村と比べますと、その割合は全体の5.7%と低い状況です。本年度、私立の各施設に認定こども園の移行について確認したところ、「移行の意思はあるが、時期についてはこれから考えていきたい」との回答を得た施設がございます。それぞれの施設の状況、地域ニーズ等勘案すべき点を考慮し、今後もその都度施設の方々と相談させていただきたいと考えております。

第2期子ども・子育て支援事業計画におきまして、認定こども園への移行を推進するとありますので、具体的な検討をしているところでございます。

窓口の一本化につきましては、教育部と他都市を参考にするなど研究をしながら協議をしているところでございます。

○9番(三重忠昭君) はい、分かりました。今回この報告書では、公、市立幼稚園の抱える課題を起点としながら、民間の幼児教育・保育施設も含め別府市全体の就学前教育をどのように提供するのか、そして協議会の議論の中から出てきた検討項目や課題について、その解決に向けて、今の答弁を聞くと、まずは教育委員会と市長部局に分かれている子どもに関わる窓口を一本化する、これは今、国のほうでもそういう議論がされて、「こども庁」ですかね、その創設に向けて議論がされていますけれども、窓口を一本化にするその検討が必要ではないかということで、まずその入り口のところの部分は今協議しているということが、今の答弁で理解はできました。

そこで質問をしたいのが、この行政窓口の一本化を含め組織体制を検討しているということですが、この行政窓口が一本化した場合のメリット、それから仮にその窓口が一本化されたとしても、やはりベースとなる大切な部分といいますか、それはどのように考えているかということを知りたいと思います。

それともう1つが、基本方針、それから実施計画の今後の策定の日程、この2点について聞かせてください。

○教育部長(柏木正義君) お答えいたします。

行政窓口が一本化となった場合に期待される効果は、保護者の希望に沿った就学前教育・

保育の提供が、1つの窓口で提供できるようになること、子どもの発達支援をはじめとする子育てに関する課題などを一元化することにより、さらに決めの細かい対応が可能になることなどが上げられます。いずれにいたしましても、組織体制といたしましては、就学前教育・保育の質を高めることが一番大切であるというふうに考えております。

今後の日程につきましては、今年度は保護者や幼児教育・保育の関係者などの意見をいただきながら、就学前教育・保育のあり方に関する基本方針や実施計画の策定に向けた協議を市民福祉部と教育部で共同で行い、来年度の基本方針、実施計画の策定に向けて進めていきたいと考えております。

- 9番（三重忠昭君） はい、分かりました。この入り口の議論の後、その後は基本方針や、それから実施計画の策定に移っていくわけですが、今、部長も言われましたように、その策定に当たってはしっかりと保護者や、それから教育・保育施設の関係者、いわゆる現場サイドの声をしっかりと聞きながら取り組んでいていただきたい、そのことをお願いしておきます。できれば定期的にこういう現場の関係者の方々に集まっていただいて、定期的に意見を聞くような、そういう場を設定して、とにかくたくさん声を聞いていって検討していただきたいというふうに思います。

それと、ちょっとここで私のほうから一つ指摘しておきたいのが、やはりこの行政の窓口が一本化されたとしても、それが決していわゆる制度や事業を運営する行政サイドの視点になり過ぎないといったらおかしいです、ではなくて、やっぱり子どもとか、それから保護者と一番距離の近いところにいる現場の視点でその基本方針や実施計画を作成していかなければ、やはり本当の意味の就学前教育や保育の質の向上にはつながらないのではないかなというふうに思っていますので、そのところも指摘をしておきます。

それともう1点。これは常々子育て支援とかも含めて、なかなか行政サイドの立場では言いにくいというか、難しいところもあると思うのですけれども、やはり保護者のニーズに沿ったということは、もちろんこれは大事なことであります。ただ、このニーズというのは時代の変化に伴って変わっていくものでありますし、もちろん教育もその時代の変化に合わせていかなければならないところもあるとは思いますが、ただやはりそこばかりを重視するあまりに、そのことで現場サイドに大きな負担になってしまっているのではないかなというふうに思っています。結局あれもこれもということで、そういったことが例えば今の保育士不足、人手不足につながっているこういう現状、例えば保育士さんにいろいろと手当を厚くしても、なかなかやっぱりそこに来手がないというこういう状況、この背景にはどういふものがあるのかなというところを行政がひとつ、こう、何ですかね、壁となつていったらおかしいですけれども、やっぱり両方のバランスを見ながらしっかりと考えていてもらいたい。そうでなければ、やはり結果的にそれが子どもの安心とか安全に影響を与えてくるのではないかなというふうに思っています。

それと最後に、行政として質の高い就学前教育をどのように提供すればよいかということを考えるその前提には、今言ったことと同じように、やっぱりそこで働く教職員や保育士、それから職員の方々が、子どもの前に立ったときにプライドと誇りを持って働けるような、そういうやっぱり環境の整備をしっかりとつくっていくことこそが質の高い教育や保育につながっていくと思いますので、そのところを強く申し上げておきたいと思えます。

半年たって、実際報告書の中に示された個別・具体的な検討項目とか課題についてどうなっているのかなということ、今回本当は質問したかったのですが、質問に入る前のいろいろと聞き取りの状況で、まだそれは入り口の部分だということで、これからおいおいそれが進んでいくと思いますが、またこれは私もこの議会、一般質問等を通じて確認をしながら意見を述べていきたいというふうに思っています。今日は、この項について

はもうここで質問を終わりたいと思います。

それでは、次の、所有者が分からない所有者不明の土地の問題に対する質問に入ります。

これまで相続登記ができていなくて所有者が不明であったり、連絡が取れなくなった市内の空き家の問題がありました。今、その問題と同様に所有者が分からない所有者不明の土地の問題も全国的に大きくなっています。この問題については、今年のたしか第1回の定例会だったと思いますが、市原議員さんのほうからも質問があったと思いますが、この問題について最近国の動きも出てきたというふうに聞いておりますので、そのこのところも含めて再度現状の確認と、これからの市の対応について質問をします。

そこで、まずは別府市にはどのくらいの不明な土地があるのかを聞かせてください。

○資産税課長（野田哲也君） お答えいたします。

所有者不明土地には、所有者が死亡し相続登記をされていない場合と、所有者の所在が不明な場合があります。納税通知書が戻ってきたり滞納となったときに戸籍調査等の所有者調査を行うことにより所有者の住所等が分かれば、その住所に通知を行っております。

また、所有者が亡くなっておれば相続人の調査を行い、相続権のある方に相続人代表者の届出を行うよう通知をしております。それでも連絡が取れない場合には、初めて所有者不明土地であることが確認できております。このような状況ですので、別府市内に所有者不明土地がどの程度あるかは、把握できておりません。

○9番（三重忠昭君） 確かに市内の土地、1筆ごとの所有者、とりわけその中から所有者が分かっている不明の土地を洗い出すというのは、大変な手間と作業が要するというか、難しいというふうに私も思っています。実際には別府市がいざ、例えば道路整備とか開発を行う、いわゆる公共事業を行おうとした際に、初めて持ち主が誰か分からないということが判明をするようなケースもあるのではないかなというふうには思っています。

そこで質問しますが、そういった公共事業などを進める際に、これまでそういった所有者不明の土地によって事業への影響があったことがあるかどうかを、答弁をお願いします。

○都市整備課参事（安部英樹君） お答えいたします。

現在実施しています道路整備事業におきましては、所有者不明土地により事業に影響するようなことはございませんが、市道や里道の境界立会いなどにおいて所有者不明により境界が確定できないことがまれにある状況となっております。そのようなケースにつきましては、できる限りの戸籍の追跡調査や近隣の聞き込みなどを行って対処しているところでございます。

○9番（三重忠昭君） 特にこれまでは影響がなかったということでありましたけれども、実は実際にはそういう公共事業というわけではありませんが、実は私たちも市民の皆さんと接する中で、市民の方々の個別の問題といえますか、市民の皆さんのふだんの生活における困り事のやはり相談をよく受けます。その際に、その件については市の担当課と調査をしていくと、実際にこの所有者不明土地によって問題に行き詰まったという事例が、私自身もこれまで実際には何回かありました。具体的に言いますと、やはり道路に穴が空いていたりとかでどの道路の補修であったり改修であったりとか、あとは単独浄化槽から合併浄化槽のほうに切り替えたいのだけれどもということ、合併浄化槽から排水経路を追っていったときに結果的にその所有者が分からない土地が何筆かあって、それがちよつとできなかったという、そういうことも実際ありました。

いずれにしても、これから本当、少子高齢化、それから人口減少社会の進展に伴ってこういった所有者不明の土地が、今後さらに増えていくのではないかなというふうに予想されています。それによって結果的に別府市の公共事業や、場合によっては固定資産税等にも大きな影響を及ぼしていくのではないかなというふうに考えています。

そこで、今、国においては、その解消に向けた法律の改正等が行われていると聞いてい

ます。そこで、現在の国の動きがどうなっているのか、また、別府市においてそういうところ等も踏まえて、今後所有者不明の土地を増やさないためにどのような対応をしているのかを考えているのかを聞かせてください。

○資産税課長（野田哲也君） お答えいたします。

国の法改正の動きでございますが、所有者不明土地の解消に向け、民事基本法制の見直しが行われております。令和3年4月21日に民法等の一部を改正する法律と、相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律が成立し、同月28日に公布されております。

なお、施行期日については、原則として公布後それぞれ2年から5年以内の政令で定める日とされております。

また、別府市における対応でございますが、平成28年の「おくやみコーナー」の設置により死亡が判明した遺族の方には、相続人の申告をしていただくよう窓口にて説明しております。これにより95%の方が手続をしていただいております。納税義務者の特定が改善できているのではないかと考えております。

○9番（三重忠昭君） 今後も引き続きお願いをしていきたいと思っておりますけれども、先ほどの答弁の中で土地の境界についてまれに問題があったということも言われておりましたけれども、これも実際今、国においてこの所有者の分からない土地が増える中で、この土地の境界についても所有者から確認しなくても済むよう、場合によっては地図や測量図でオーケーとなるよう見直しを検討しているという話も聞きました。

また、今は民法の改正によって土地相続登記を義務化して、3年以内に登記しなければ10万円以上の過料を定めたり、相続人が取得した土地をある一定の条件を満たして10年分の管理費を納付すれば、その所有権を国のほうに返すことができる、土地が放棄されることを防ぐ、そういった様々な義務や規定が設けられたというふうにも聞いています。ぜひそんな国の動きも含めて、先ほど言われた「おくやみコーナー」であったりとか、市報とかホームページ等で市民の皆さん方にしっかりと周知と啓発を図っていただきたいと思っております。

根底には、やっぱり登記の手続きが本当、面倒で費用がかかるといった現状も、これもやっぱり実際国においてもしっかりと改善していってもらわないと、なかなか進まないのかなというふうには思っていますが、今は本当、不動産をいわゆる負担の「負」ですね、「負動産」という、そういう「負動産」という言葉も聞くように、実際土地や家を所有するとか、相続によって持つことを非常に負担に感じているという人が非常に増えているという、そんな話も聞いています。ただ、これをやっぱりちょっとでも増やさないように努力していかないと、結果的にそれが隣接する土地の持ち主やそこで暮らす人たち、先ほど言った別府市の事業とか税務にも影響を及ぼしていくわけですから、今後もしっかりとその対応を図っていただきたい、そのことを申し上げて、この項の質問を終わりたいと思っております。

それでは、最後の項目の住居表示についての質問に入ります。

これは、市報の10月号にも掲載されておりました。住まいの町の住所を1つにということですが、別府市には現在その住居表示を実施している地域とまだ実施されていない未実施の地域があるというふうに聞いておりますが、まずその違いを説明してください。

○政策企画課長（行部さと子君） お答えいたします。

未実施地域と実施済み地域の違いについてですが、住居表示の未実施地域では、住民基本台帳には土地の地番を用いた大字住所を表記しておりますが、大字住所で表記すると広過ぎて具体的な場所が分りにくく、また地番が順序よく並んでいないことが多く、場所を推測しにくいことから、日常生活では通称住所が使われています。従いまして、大字住所と

通称住所と2つの住所を持っている状況となっています。2つの住所の混在により、書類によって住所が大字住所であったり通称住所であったりすると本人確認ができないなどの弊害が生じたりします。

対しまして、実施済み地域では、町の境界を決めて町を街区に区切り、建物に順序よく番号をつけて「何々町何番何号」と住所を分かりやすくしており、この住所が住民基本台帳に記載され、住所は1つとなっています。通称住所は「何組」と組表示となっており、一定の区域を指しているため、同じ住所の方が数件存在しますが、住居表示が実施されれば、1つの建物に1つの番号をつけるため、同じ住所は基本的に存在しなくなります。

- 9番（三重忠昭君） はい、分かりました。私が住んでいるところは、まさしく2つの住所があって、非常に分かりにくいというか、面倒だなということを何回も感じたことがあるわけで、この2つある住所が1つになるということは、住所が分かりやすくなるのは本当によいことだと思っています。

たしかこの住居表示についても平成29年に安部一郎議員が、この住居表示についての質問をしたと思います。そのときに当時の担当課の課長が、これから調査をしていくというような答弁があったと思います。実際、あれから、29年ですから、4年が経過をしておりますが、今後の計画や予定がどのようになっているのかを聞かせてください。

- 政策企画課長（行部さと子君） お答えいたします。

住居表示につきましては、国のデジタル化が進む中、地方公共団体に標準システムが導入されることが、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律により定められました。この標準システムでは住民基本台帳の住所を使用し、通称住所を用いることができず、通称住所の管理自体も困難になることが予想されることから、本市では住居表示未実施地域について住居表示の実施を進めていきたいと考えています。実施に当たりましては、協議を始めて実際に実施に至るまで、1つの地区で最短で2年ほどかかります。未実施地区を一度に実施することは困難であり、順次実施していくために、いつどの地区を実施するかなど、地域の方と協議をする必要があると考えています。

現在、まずは自治委員の方への説明や御協力の依頼を始めたところであり、今後、年次計画も含めて自治委員の皆様を中心に協議させていただき、住民の皆様にも御理解・御協力を得ながら進めていきたいと考えております。

- 9番（三重忠昭君） 1つの地域で協議を始めて、実施に至るまでが最短でも2年ほどかかるということで、なかなか大変な作業だなというふうに思いますが、いろんな御苦労もあると思いますが、頑張ってくださいと思います。

これについて、この項についてもう最後の質問になりますけれども、この住居表示をすることによって市民生活にはどのような影響が出てくるのか。例えば、住所が変わることでも何らかの手続が必要になったりするのか、それに対して市のほうはどのように対応していく予定にしているのかを聞かせてください。

- 政策企画課長（行部さと子君） お答えいたします。

住居表示の実施に当たっては、できるだけ市民の皆様の混乱を避けるため、基本的に今の通称の町名を可能な限り用いて街区を形成し、慣れ親しんだ通称住所を残していきたいと考えております。

メリットとしましては、住居表示を実施すると住所が1つになり、本人確認がスムーズになるほか、建物に番号が付番されるため、同一住所による郵便物の誤配などがなくなるなどの利点があります。一方で、住所の表記が変わることによって運転免許証や金融機関に届け出ている住所の変更など、御本人に直接手続を行っていただくものがあります。住民基本台帳や印鑑登録、国民健康保険証など市が所管しているものにつきましては市が対応してまいります。他の機関や事業所などが所管するもの、住民の方の個人的な契約に係るも

のなどにつきましては、御本人様に行っていただく必要があります。

今後、どのような手続が必要か示していくとともに、可能な限りの手続の簡素化について関係機関と協議したいと考えております。住居変更の手続など一時的な御負担をいただきますが、将来にわたり2つの住所があることの弊害を解消するためにも、住民の皆様に住居表示実施に向けた御理解・御協力をお願いしてまいりたいと考えております。

- 9番（三重忠昭君） 住居の表記が変わるということで、その手続が必要になるものについては、できるだけ手間のかからないような方法等に関係機関への協力をお願いして検討していただきたいと思っております。

あと、今、マイナンバーカードにポイントが付与されるということで非常に申請者が増えているということですが、これからその住居表示がされる対象地域の方が、このマイナンバーカードの申請に来た場合には、いずれ住所変更しなければならなくなるのかなというふうに思います。いわゆる二度手間になってしまうのかなと。ですから、より丁寧な対応ということを考えれば、この対象地域の方が仮にこのマイナンバーカードの申請で窓口に来られた場合には、この事業の説明とかお知らせなどをしておくと、今後その地域が事業をするに当たって理解が深まるのかなというふうなことも感じていますので、ぜひそういった対応をしていただきたいというふうに思っております。

大変すみません、30分を残して私の今日の質問を終わります。次の首藤議員には大変ちょっと、午後からの質問でしたが、午前中にちょっと繰り上がってしまい大変御迷惑をおかけします。

私も同期の森議員みたいに反問権がどんどん出るような突っ込んだ質問ができればいいのですけれども、なかなかそれができませんで、ちょっと時間が30分余ってしまいましたが、私の質問を終わります。

- 25番（首藤 正君） 今日、財政についてちょっと変わった視点から質問してみたいと思っております。

一般質問のたびに私は財政の問題をずっと唱えて来ましたが、今日の質問は、国との関わり合いとか、どのように別府市が対応していくのかということについて、視点を変えてお聞きしていきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

ここ最近、年々地方債が増加しております。この増加傾向に当たって令和2年度の決算も出ましたが、3年度の見込みでは390を超すのではないかと、390億円を超すのではないかと思います。それで、資料を出している別府市財政収支の中期見通し、これから資料を分析してみますと、地方債、借金のピークは令和6年になると思います。このときは別府市制始まって以来400億円の借金を抱えるという事態になってくるのではないかと思います。

それで、この借金の中を分析しますと、約半分が臨財債で占められております。この臨財債というのは、地方財政法の第33条5の2の第2項の規定から、国からの地方交付税に全額算入されるということで、市当局は、これは当然返ってくるお金だということで楽観的な見通しを持っていると思いますけれども、この臨時財政対策債というのが、国の財政圧迫に伴って出来上がった制度です。それで、将来は臨財債は返ってくるのだという考え方、これも注意しなければいけないというか、国の財政は、借金は1,000兆円を超えています。だからどういう形でこの臨財債の取扱いが変わってくるかということをよく考えておかなければならない時期に来ているのではないかと思います。この臨財債、この算定において、市が財政算定をするときにおいてどのような検証をしていこうとするのか、今後するのか、答弁をください。

- 財政課長（矢野義知君） お答えいたします。

臨時財政対策債の償還につきましては、元利償還金が地方交付税算定の基準財政需要額

に全額が算入されているため、後年度に地方交付税で交付される仕組みとなっております。このような制度から臨時財政対策債の償還につきましては、今年度の財政面での影響はないと考えております。

地方交付税の算定におきましては、臨時財政対策債の償還額が基準財政需要額に算入されているか確認作業を行うため、臨時財政対策債の借入金の実償還額と基準財政需要額におきます算入額の差額を試算できるようデータでの管理を実施して、確実に地方交付税に算入されているかを慎重に検証してまいりたいと考えております。

- 25 番（首藤 正君） この臨財債ですね、「赤字地方債」と呼ばれていますね。これは普通交付税の基準財政需要額を減じている。あとは地方財政法第 5 条の定めでは、発行対象に該当しない。だからこのお金は投資的経費にはならず、経常的経費に使用されるという、財政で枠をはめられたところがあるのですけれども、この辺慎重に対応しなければならないと思います。

それと、これだけ借金が 400 億を超すと、公債費比率が大変上がってくると思うのですね。この辺の心配もあります。しかし、今、財政課長の答弁の中で、臨時財政対策債の借入額の実償還額、それから基準財政需要額における算入額の差額を試算できるようなデータの管理をして、確実に地方交付税に算入されているかを慎重に検証していきたいという答弁をいただきました。ここは大事な部分だと思います。慎重にこれからも、出したら返ってくるのだという安易な、こういう気持ちで財政運営をしないほうがいい、このように私からは指摘をしておきます。

続きまして、第 2 問に移りますけれども、基金の問題についてちょっとお伺いしていきます。

財務省から補助機関である財政制度審議会の建議において、国が赤字国債を発行し、地方交付税を措置する一方で、地方自治団体は余剰資金を基金でため込んでいるのではないかという指摘をしております。別府市の財政運営の目標として標準財政規模の 20% である約 50 億を財政調整用基金として掲げておりますが、令和 2 年度決算では約 75 億円の基金の積立がありました。今後、国からの地方交付税などの措置に影響はないのか。というのが、財政制度等審議会で行われているのが、これは基金が多いとその自治体はお金が余っているのではないかというような解釈をしていますけれども、別府市の基金が増えると、国のほうから財政が裕福な市だと、だから交付金が減額されるというようなことはないのかという、その辺を含めて答弁をいただきたいと思います。

- 財政課長（矢野義知君） お答えいたします。

基金の現状でございますが、財政調整用基金は、平成 27 年度末に 101 億円の残高がありましたが、令和 2 年度末では 75 億円の残高となっております。一方、使徒を特定しました特定目的基金の残高では、平成 27 年度末では 22 億円でしたが、令和 2 年度では 38 億円と増加しております。

本市では、財政制度等審議会の建議の中で、財政調整基金残高の増加に対し地方財政計画への反映につなげる必要があるとの指摘から、使徒を明確化した基金への積み増しにシフトをし、今後の財政需要に対応する計画でございます。

現在、総合戦略におきますまち・ひと・しごと創生に関する施策推進のためのべっふ未来共創基金や公共施設改修のための公共施設再編整備基金に重点的に基金の積み増しを行っており、この 2 つの基金で約 32 億円を確保している状況でございます。

地方交付税は、所得税や法人税など国税 5 税の一定基準で総額が決定されるもので、地方の財源を国が保障する地方固有の財源であることから、現在では影響のないものと考えておりますが、今後は国の動向を注視しまして、国の動きによっては速やかに対応できるよう対策を考えていきたいと思っております。

○ 25 番（首藤 正君） 国の動きによって対応できる姿勢をとっておきたいという課長の答弁ですけれども、力強い答弁だったと思います。

この基金が年々増えてきているとなると、さっきも申しましたように、国のほうから裕福な自治体ではないかという見られ方をしますと、やっぱり交付金の、地方交付金の配布が減ってくるという恐れがある。それで私が聞いてみたのですけれども、大丈夫みたいで

す。しかし、今答弁の中で公共施設再編整備基金、これは今 16 億円ほどありますね。これは給食センターのほうに予算が流れていくと思います。

それから、べっふ未来共創基金、これは 17 億円ある。これは図書館の経費に流れていくということですが、ここで、このべっふ未来共創基金、これが図書館の経費に流れるということは、基金条例に違反しているのではないですかね。この基金は図書館を建設するためにつくった基金ではないですね。この法律からいくと、東京都の一極集中主義をのけるためにこの制度ができて、地方でそれぞれ地方に沿った条例が制定されている。これはどう見ても拡大解釈で図書館経費に使うというように見えますね。それが 1 つ。

それから、もう 1 つね。別府市の 50 億。これは財政調整基金の 50 億はいいのですけれども、これは標準財政規模の今 20% ですね。別府市の財政標準規模が 250 億ですから、20% で計算している。私は、この基金は多いほうがいいというのは当たり前だと思うのですよ、何かあったときに。しかし、これは大分県をはじめほかの都市では大体 10% というので計算しています。だから、10% で計算すると 25 億ですけれども、25 億以上の基金相当額を貯めていくという考え方もいいのではないかと思うのですね。これを 50 億、50 億という、財政のこの苦しい時期に考えているということは、ひとつ何かすっきりしないみたいな、その辺を踏まえてこの 2 点答弁してください。

○ 企画戦略部長（安部政信君） お答えいたします。

まず、1 点目のべっふ未来共創基金につきましては、国のまち・ひと・しごと創生法第 10 条の規定により作成しましたべっふ未来共創戦略を、この施策を推進するため設置したものでございます。そのため図書館につきましては、そのべっふ未来共創戦略のまちの創生の施策として計算していることから、図書館整備につきましては、同基金の目的に合致するものとして、これを財源として予定しているものでございます。

それと、2 点目の基金の残高につきましては、やはり災害等不測の事態に備えるため一定額の確保が必要というふうに考えております。しかしながら、今回の感染症対策など緊急な財政需要というのもありますので、この残高の目標につきましては、状況に応じた目標設定が必要であるというふうに考えております。

○ 25 番（首藤 正君） 部長の説明で大体分かりましたけれども、まち・ひと・しごと創生、この基金と条例は、図書館という項目が 1 つ上がっていますね。上がっているけれども、図書館の整備とか修理とか、そういう項目で上がっているのですね。だから、実際に本当にやるならば、図書館建設基金というのを新しくつくってやるべきだと私は思うのですね。だから、これを押し切るのなら、ちょっとやっぱり私としては拡大し過ぎかな。それなら条例の改正をしてこのまち・ひと・しごと創生条例を改正してもいいのではないか、思い切って。このように思います。考えていただきたいと思っております。

では、次に最後の財政問題、投資的経費の問題ですね。これについてお伺いしていきます。

令和 2 年度の決算において経常収支比率が 96.9% という、ということは経常的一般財源約 262 億円のうち、経常的な支出に充てる額が 254 億円でありました。このような財政状況で学校給食センター、図書館新設建設工事、亀川の住宅建て替え事業の大きな事業など、これらの大事業で地方債が約 68 億円計画されております。このように厳しい財政状況下で本当に将来の別府市の財政に影響を与えないのかという心配をしております。その

辺のお答えをいただきたいということで。

もう1つ、関連して新設図書館の建設で膨大な経費が使われていきますけれども、この中で市長がこの議会で2回ほど新しい図書館に温泉博物館的なものを併設したいという投げかけをしました。これは別府市民にとって非常に好感を受けているのですね。新しい別府市の図書館、これに温泉博物館的なものを併設するという事は、よその都市ではできない。この温泉都市別府ならではの図書館施設になるだろうということで非常に期待しておりますけれども、この件が聞こえてきません、どうなっているのか。その辺も踏まえて財政の答弁の後に答弁をいただきたいと思います。

○財政課長（矢野義知君） お答えいたします。

市が事業を実施する場合、経常収支比率算定の対象となる経常一般財源だけではなく、国県支出金や財政負担を後年度に平準化する地方債など、あらゆる財源を活用いたしまして実施しているのが現状でございます。新図書館や学校給食共同調理場の建設につきましては、国庫支出金や地方債を財源とし、残りの一般財源部分につきましては、あらかじめ計画的に積み立てております基金を取り崩して財源とする予定でございます。

また、新図書館、学校給食共同調理場、亀川住宅建て替えにおける地方債は、約68億円を計画しており、公債費のピークは令和4年度の約39億円で、その後は減少する見込みでございます。本市におきます令和2年度の実質公債費比率では2.8%で、ピーク時でも4.8%と試算され、今後も適正な数値で推移していくものと見込んでおります。

今後の大型事業実施に当たりましては、さらなる財源の確保を図るとともに、地方債については財政運営に支障を来さないよう適正に管理するなど、将来の財政への影響がないように努めてまいりたいと思っております。

○教育部長（柏木正義君） お答えいたします。

新図書館の温泉博物館的な機能につきましては、現在、基本実施計画及び管理運営計画策定委託事業者を選定する公募型プロポーザルを進めているところですが、プロポーザルの仕様書の中で地域郷土資料部分に温泉に関するデータや資料などを収集・活用する温泉博物館的なコーナーを設ける提案を求めています。収集するデータや資料、それをどのように活用するかなどについては、今後策定する図書館運営計画の中で関係部署と連携して検討を進めてまいりたいと思っております。

○25番（首藤 正君） 財政課長の答弁の中で大型工事、これらについては地方債と基金をもって臨むという答弁がありました。こうしますと、投資的経費というのは、前回によると別府市に8億しかなかったのですね、たった8億。これがますます減ってくるのではないかと考えているのです。それで、公債費の比率ですね、これは課長からも答弁があったように、令和2年度の2.8%からピーク時には4.8%に上がりそうだという話がありました。公債費はそれから計算しますと、公債費は約40億円という、大きくなりますね。非常に財政状況としては厳しい状況になってくるのではないかと思います。

しかし、財政課長の答弁では、非常に厳しく慎重に見極めながら当然実施していくということですので、期待をしておきますけれども、あと自主財源等の問題を聞いた後に部長から今後の財政運営を聞いていきたいと思っておりますので、その前に、教育委員会のほうで図書館の温泉博物館の取扱いについて答弁をいただきまして、よく分かりました。よろしくお願いをしておきます。

続いて、まとめの前に自主財源について。これだけ財政が厳しくなると自主財源をどうしても頑張らなければならないと思うのですが、自主財源については別府市の基本総合計画にも十分検討するという項目が上げられています。3次、4次の計画にもうたっていますけれども、どのような検討をしているのか答弁を願いたいと思います。

○次長兼市民税課長（中島靖彦君） お答えをいたします。

議員さん言われる計画についてですが、自主財源の確保については、過去から十分な討論・議論がされております。入湯税の超過課税につきましては、施行から2年半が経過し、現在見直しの準備を行っております。来年度から具体的な現行制度の評価及び今後の方向性を議論し、令和5年度中の条例改正に臨みたいというふうに考えております。

- 25番（首藤 正君） 今朝の大分合同新聞に由布市が宿泊税を取るとか入湯税を上げるとかいう議論を始めておるみたいですので、どこの市町村もやっぱり自主財源の確保をしないともうやっていけないというような財政状況に移ってきています。特に別府市の場合も他自治体と同様、人口は減ってくる。大変なやっぱり自主財源の減につながってくると思います。

そこで、私は以前から言っているのですがね、新しい税金を取れ。法定税と法定外税というのがありますが、法定税の中で調べますと、今、別府市税で取っていない項目は水利利益税、共同施設税、それから3つ目に宅地開発税というのが、これは別府市は取っていませんね、法定税。この中で別府市民にあまり迷惑がかからなくて税金が課せられるのかという検討をしていますと、別府市でやっていないことが含まれておるし、やっていることといえば住宅開発ですね。しかし、これに税金をかけるということは、小さい個人住宅等については別府市民に迷惑がかかる。しかし、大きな住宅開発については税を課することができるのではないかと、こう思っています。これは法定税ですから、条例をつくれれば取ることができます。

それから、法定外税で私もずっと言ってきたのですが、温泉熱利用の事業ですね。これに税を課してもいいのではないかと。それと地下水。営業的に井戸を掘って使うところ、この地下水には税金をかけていいのではないかと。これは法定外税だから総務大臣の同意が必要でありますけれども、これは可能性があることではないかと思う。

特に温泉熱、これは別府市では許可が48件あるのですね。そのうちに実際に稼働しているのが12件なのです。この辺ちょっと心配なのですよ。12件のあとの残りはどうして営業しないのか、温泉熱が弱いのか、そういう原因があるのかということも調査をする必要があるのではないかと思います。それで、この事業はどうしても水がたくさん要る。それで、どの企業も井戸を掘るのですよね。井戸を掘りますので、これはもうどうしても温泉に影響している。それで、温泉熱を利用する。温泉を利用した場合は入湯税という税金を取られる。同じ温泉で温泉熱を利用したときは何も税金がかからない。これはちょっと不公平ではないかと思うのです。その辺を考えていただきたい。

だから、法定税で可能な分野を真剣に考える。法定外税で別府市として取れる税金は何か、市民にあまり影響がない税金のかけ方というものを真剣にもう考えていただきたいと思うのです。特にこの温泉熱の利用、それと地下水利用。これはどっちにしても温泉、別府市の大事な温泉のもとに関係してくる問題ですので、これは慎重に対応を取るとともに、私は適当な税を課してもいいのではないかと思います。その辺、検討をいただけるかどうか、部長の説明を求めます。

- 総務部長（末田信也君） お答えをさせていただきます。

新たな税の創設につきましては、議員、以前から御提言をいただいております。今後、条例によって実施可能なもの、それから総務大臣の同意が必要なものといった法的な検討を含めまして、現在内部的な検討を継続して行っているところです。

来年度から実施いたします入湯税の庁内の検討会議の中におきまして、これらの課題につきまして、新税導入をテーマにした議論を併せて行いたいというふうに考えております。

- 25番（首藤 正君） ぜひ早急に、やっぱり自主財源の確保の一環として考えていただきたい、このように思います。

いろいろと財政で心配する件を3件上げて今日はお聞きしました。財政課長の力強い答

弁をいただいて一安心しておりますけれども、大変だと思います。

それから自主財源、これについてはどうしても頑張っていたきたい、このように思います。

財政の3問題、自主財源の問題を含めて今後の財政運営、本当にどのように運営していくのかということについて、企画戦略部長の答弁をいただきたい、このように思います。

○企画戦略部長（安部政信君） お答えいたします。

今、今後の財政運営につきまして、3つの御指摘をいただきました。

まず1つ目の財政調整基金の残高でございますが、これは先ほど御答弁したとおり残高の目標については、緊急な財政需要等もありますので、状況に応じた目標設定をしながら適切に運営に努めてまいりたいと思います。

それと、2つ目の臨時財政対策債につきましては、今年度に基準財政需要額に算入されるとはいえ、地方債残高のおおむね半分と大きな割合を占めるようになっておりますので、この償還が、ただいま答弁しましたとおり、交付税に算入されているか毎年しっかり検証して管理していくとともに、臨時財政対策債の制度の根本的な課題を解決するために、財源不足額に対する地方交付税の法定率の引上げについては、また引き続き国のほうへ要望していきたいというふうに考えております。

3つ目の財政制度と審議会の建議から懸念されます基金の地方交付税の影響につきましては、総務省からも予算編成上の留意事項等の通知でありますとおり、単に積立額を増加させるのではなく、使徒を明確化して運用するようという通知がございますので、その通知に従って使徒の明確化、それと、そういった建議の指摘を意識した基金の積立ての運用を適切にこれもしていきたいというふうに考えております。

今後とも、コロナ禍の影響が長期にわたり厳しい状況が続くということが見込まれているところでございますが、御指摘の点を含め様々な財政上の問題・課題に的確に対応しながら緊張感を持って財政運営をしていきたいというふうに考えております。

○25番（首藤 正君） 今後の財政の在り方について、私が質問した3点を含めて具体的に部長の答弁をいただきました。非常に力強い答弁だったと私は感じております。今までも大変厳しい財政状況乗り越えてきております。これから、また一段とした財政状況に陥ると思います。なお厳しい態度で、今、部長が答弁いただいたように職員一丸となって頑張っていたきたい、このように思います。

市長の答弁もいただきたいのですけれども、一番最後にまたまとめていただきたいと思っておりますので、財政については、この辺で終わりたいと思っております。

○副議長（小野正明君） 休憩いたします。

午後0時02分 休憩

午後1時00分 再開

○副議長（小野正明君） 再開いたします。

○25番（首藤 正君） 午前中に引き続いて質問を続けていきたいと思っております。午前中は財政関係者、本当にありがとうございました。残念ながら、私は今日は眼鏡を忘れてきまして、財政を語るときには数字がどうしても必要ですので、数字を見ようと思ったのですが、苦勞しました。これからの質問は、眼鏡が要りませんので、やっていきたいと思っております。

まず、人事労務関係について質問を行ってきたいと思っております。

公務員法の一部改正によって定年引上げが決定いたしました。これについて目的、内容について簡単に御説明を願いたいと思っております。

○職員課長（河野伸久君） お答えをいたします。

まず、目的でございます。少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少する社会構造におい

て複雑かつ高度化する行政課題への対応などの観点から、意欲と能力のある高齢域の職員を最大限活用し、次の世代への知識と経験・技術などを継承することを目的としております。具体的には、現在の定年年齢である60歳を、令和5年度から2年ごとに1歳ずつ引上げ、令和13年までに65歳としようとするものでございます。

内容につきましては、まず役職定年制の導入がでございます。組織の新陳代謝を維持するため、管理職に就く職員を、原則60歳を超える年度で非管理職に異動をさせる制度でございます。

次に、定年前再任用短時間勤務制の導入でございます。60歳を超える職員につきましては、退職をするか定年を延長するかを選択のほか、退職して再任用職員として働くかを本人の希望により行うものでございます。

次に、給与についてでございます。当分の間、60歳を超える職員の給与を7割水準とするものでございます。

次に、今後のスケジュールでございます。令和5年4月1日の施行に向けて、令和4年9月定例会にて議案を上程したいと考えております。

また、そのほか課題もでございます。若い職員のモチベーションの確保や継続した新規採用者の確保、人材育成を見据えた人事配置、高齢職員の健康管理などであり、組織の新陳代謝を維持する仕組みを構築する必要があると考えております。

今後、国や県から運用指針などが示される予定でございますが、複雑化する行政ニーズなどに的確に対応するため、様々な経験やスキルを持った職員と職務経験の浅い職員とのバランスを保ちながら人材の育成、組織の新陳代謝を行うことを柱に制度構築を行ってまいりたいと考えております。

- 25番(首藤 正君) よく分かりました。今回のこの定年延長、ただ働き方改革を改定して労働者を増やすという意味以外に、私は、この法律はよくできているなど、こう思っているのです。これは人事労務の基本的な問題がこの中に含まれておる。これは組織の新陳代謝、それから組織の活力、職員の意識高揚、これらがみんな含まれているのですね。

それで、今、課長から説明を聞きましたけれども、大体主なものは4点だと思います。60歳が65歳になる、それから役職定年を同時に設ける、60歳になったら管理職には持っていない、普通の職員に持っていき、それから4つ目は給与の改定、これは60歳で辞めるときの約7割をつけるという条例、それから、あとは再任用に伴う勤務制のいろんな導入をうたっていますね。この大きな4つだと思います。

特に人事労務に関する問題、この中でも役職職員の定年延長ですね。これがさきの予算決算特別委員会でも委員から質問が出ましたよね。これは労務人事管理上の基本を壊す問題でよくない、早く廃止すべきだという話が出たことも事実であります。

あと給与、これは7割ということですけども、現状を見ますと、辞めたOBの方、部長クラス関係では大体年間650万ですね、次長クラスで600万。これは決して適正な金額と思えない。ただ、この法律、附則の第1条で実施のための準備等というのがうたわれているのですね。これで実際は5年の4月1日に法整備するけれども、それまでにこの準備期間を置いて、この法律に沿った適用を実施していく、こういうふううたっています。ということは、もう来年の4月1日にいろいろ人事異動がありますから、ぜひこの法律に従ってやっていただきたいと思います。

特に、もう定年になったら、役職定年もつけるのですから、もうほとんど降格みたいになってきますけれども、それは当たり前だと思っております。特に呼び方ですね。もう「部長」とか「次長」とか「課長」、「参事」とか、そういうのはなくなりますから、もう一般的に「参事」という名前がありますから、「参与」という一般的な名前でも、まあ、どれでもいいですから、仮に「参与」という名前でご部署に配置していただけるといいのではな

いかな。分かりやすいですね。

それから給与。これはやっぱり7割の基準を守っていただきたい、このように思います。その準備期間にこれを実施するかどうか。部長、教えてください。

○総務部長（末田信也君） お答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、若手職員の管理職への積極的な登用につきましては、組織の新陳代謝を図るための前提条件であるというふうに考えております。ただ一方で、直面する困難な行政課題を解決し乗り切っていくためには、経験豊かな高齢職員の力も借りる必要があると考えております。

今後、定年延長制度の導入に向けてそれぞれの力を最大限発揮できるよう、行政運営がスピード感を持って行えるよう、バランスの取れた効果的な人事配置をしていきたいというふうに考えております。

○25番（首藤 正君） 法に沿って適切に来年の4月1日からの人事に関して適用していただきたい、このように要望しておきます。

次に、同じく地方公務員法の一部改正において人事評価の査定をするという法律が決定されております。これは別府市の条例、また規則でも定められておりますけれども、どういう形で別府市は実施しているのかお答えください。

○職員課長（河野伸久君） お答えをいたします。

まず、地方公務員法の一部を改正する法律の施行により、本市においても平成28年より実施をいたしております。地方分権の推進により地方自治体の役割が増大する一方で、市民ニーズの高度化・多様化などにより、個々の職員に困難な課題の解決能力と高い業績を掲げることが、従来以上に求められています。よって、より高い能力を持った職員の育成と働く意欲が出る組織づくり、公務効率の向上などを目的に実施をしております。

実施状況につきましては、能力評価と業績評価の2つの評価区分により実施をしております。

能力評価におきましては、役職に応じて求められる行動を評価するものでございます。一方、業績評価につきましては、組織の目標の下、部・課の目標を設定し、職員個人の目標に基づく業績の評価を行うものでございます。また、客観性を確保するため、1次評価、2次評価の2段階評価で行うとともに、職員本人との面談を行い評価結果を共有することとしております。

実施後の措置につきましては、求められる能力と業務を明確にし、その実績に対して振り返りを行うことで伸ばすべき能力や改めるべき行動を職員相互で理解するとともに、職員一人一人が組織の目標達成に向けた責任と自覚を持ってもらうこととさせていただきます。その仕組の結果として職務に必要なスキルを身につけ、職員個人の資質の向上が図られるものと考えております。

地方公務員法においては、人事評価を任用、給与、分限、その他人事管理の基礎として活用するものとなっておりますが、業務が多種多様であること、個々に対する評価のばらつきがあることなどの課題もございます。

現在、県内の自治体においても人材育成を主な目的にしております。職員研修と併用することで課題の解決に取り組んでまいりたいと考えております。

今後、別府市においても法の趣旨にのっとり評価制度を継続して実施することで制度の完成度を高め、職員のスキルアップにつなげてまいりたいと考えております。

○25番（首藤 正君） 人事評価、1次、2次と分けてやっているみたいですが、これは評価する人の甘辛が出るのですね。だから、非常に実態をつかむのは難しい。その辺のやっぱり教育を十分にしないといけないと思っております。

それで、この中に法律で定める、また条例で定める、規則で定める給与の反映ですね。

条例では、期末手当を成績配分するとうたっています。恐らくこれは労働条件の問題ですからね、組合との交渉も要るのだと思います。特に組合は人事権に関しては物を言ってもらいたくないですけども、労働条件に関する問題は話し合いは必要かなと思っています。

それで今、組合ですね、組合員、オープンシヨップなのかユニオンシヨップなのか、その辺をお聞きしたい。組織率は幾らか。そして、なぜ配分が遅れているのか。この辺もちょっと併せて部長、説明してください。

○総務部長（末田信也君） お答えをいたします。

労働組合の組織率につきましては、ほぼ 100%となっております。

人事評価制度の導入、給与への反映につきましてはでありますけれども、現在、昇任、それから昇格、昇級等において実際に活用をしております。給与全体、特に議員言われる期末勤勉手当ですね。そちらへの活用に至っては、職員の労働意欲等に直結する部分がありますので、制度の公平性とか透明性が担保された後に、そういった給与への反映をしていきたいと考えております。

まず人事評価制度を評価者、それから被評価者の研修等を重ねながら制度の成熟度といえますか、そこを高めていってから次のステップに入りたいというふうに考えております。

○25番（首藤 正君） 成績配分というのは非常に難しいですね。遅れている。この成績配分というのは、やっぱり正確な人事評価ができないとなかなかできない。やっぱり組合との話し合いの中で「うん」と言ってくれないという問題がある。非常に別府市の場合は遅れていますけれども、私は、この遅れを取り戻すためにまず管理職、これは十分な評価ができると思うのです。管理職からまずやり始めて、逐次一般職員に戻していくというやり方を考えてもいいのではないかと思うので、一つの提案として申し上げておきます。

では、人事問題はこれぐらいにします。時間の関係がありますので、次へ進みたいと思います。

次は、別府市の歴史・伝統・文化、これを守るための話をしていきたいと思います。

特に別府市が生まれて共に歩いてきた京都大学、九州大学の研究施設ですね、当時からずっと話を聞きますと、何でこんな小さいまちに日本を代表する大学、京都大学、九大、これがなぜ別府市に2つもあるのだという話が続いてきたそうであります。この九大と京大の歴史的な問題、経緯について、また設置した目的について達成できているのか、簡単に説明を願いたいと思います。

○企画戦略部長（安部政信君） お答えいたします。

当時の議事録等の資料によりますと、まず京都大学地球熱学研究施設には、観光地として発展した当時の別府町に学術的施設がほとんどなかったため、町有地を1万5,000坪無期限無償貸与、補助金3万円をもって本施設を誘致し、大正13年1月26日に別府の特色である火山と温泉を科学的に解明する初めての学術研究機関として設置されたと記載されております。以降、研究対象は温泉に関する研究から広く多くの分野に及び現在に至っているところでございます。

次に、この京都大学の地球熱学研究施設に併設されたのが、当時の九州帝国大学温泉治療学研究所でございます。これも資料からの引用となりますが、温泉治療の普及と発展を図るため、当時の九州帝国大学は研究所の設置を計画しており、泉種が多く、湧出量が豊富であり、設置に積極的に協力した別府に決定したとされております。

設置に当たりましては、当時、朝日、石垣両村から2万坪の用地を無償提供して、そうしたことから昭和6年に研究所が竣工し、戦後の昭和24年5月には九州大学附属温泉治療学研究所に改称、昭和39年には研究所に附属病院が設置され、以降、数度の組織改編を経て、平成23年4月1日からは九州大学病院の分院となり、名称についても「九州大学病院別府病院」と変更され、現在に至っているところでございます。

○ 25 番（首藤 正君） 歴史と設置した目的を聞きましたけれども、別府市のやっぱり私たちの先人、偉いんですね、これだけの施設を別府市に誘致した。町有地の提供とか補助金を出した経緯はありますけれども、この間、別府市政とともにこの両大学は、別府市に大きく貢献してきました、京都大学も九州大学も。別府のために、本当に大きな意義があったと思っています。

そこで、これからこの両大学と別府市がどうつながっていくのか、どのようにやっていくのかということが大きな課題だと思います。それで京都大学、これは、この建物は国の有形文化財になっています。それで、建物に特徴があります。普通の建物は、強度を保つために鉄筋ですね、鉄筋で建物の中を補強するのですけれども、この建物は竹筋です、「竹の筋」と書く。中に竹が入っているのです、強くするために。鉄筋の補強に竹が入っている。これは全国でも珍しい建築物。これらをやっぱり一つの文化財として生かすべきではないかと思います。

それから、これからの使い方、別府市が強力に京都大学と九州大学に話をしてほしい。特に京都大学としては、火山・温泉科学館とか、例えば地球自然美術館とか、そういうものをぜひ設置していただくような話を別府市として京都大学としていただければありがたいな、このように思います。

それから、九州大学ですね。これ、話を聞きますと、2024、2024 年を目指して再開発をするということです。建て替えですね、全部。図面もできていますけれども、なかなか広大で立派なものです。それで、この九州大学は、別府温泉は医療の資源であると、温泉は資源であるというようなことで温泉医療について話をし、何とかこの新しい施設の中に温泉医療研究館とか、そういう温泉、公有地が別府市にもたくさんありますから、別府療養院というお医者さんと研究を重ねる研究機関、これをぜひ設置できないかな、このように思っています。

特に別府温泉は医療資源であるという新しい考えで、この新しい九大の施設の中に1つ設けていただければありがたいな。今後、新しい九大と京都大学の間関係を築くためにぜひ当局として真剣に大学と検討していただいて、こういういろいろな設置、または可能性を探っていただきたい。これらができますと、昔、別府市は修学旅行がものすごかったですね。今は修学旅行は絶えていますけれども、今の修学旅行の在り方として、見学から、物を造ることから変わってきていますけれども、これからは本当に勉強になる、勉強ができる修学旅行に変わってくると思います。ところが、これは修学旅行でなしに観光客にも、別府にはこういう施設がありますよということを宣伝して観光にも利用していただくという施設にいただければありがたいと思いますけれども、別府市としてどう取り組むのか、話ししてください。

○ 企画戦略部長（安部政信君） お答えいたします。

両機関とは、現在では京都大学の地球熱学研究施設については、温泉の保護を目的に地下水の分布状況、利用状況など調査を依頼して共同で実施しておるところでございます。また、九州大学病院別府病院とは、コロナ禍の前でございましたが、「健康にぎわいイベント」の開催、あるいは講演会など同病院で開催するなど市民健康増進の取組を市とともに実施するなど、両機関ともつながりを持って今それぞれ行政と取り組んでいるところがございます。

御提言を踏まえて、またそれぞれの機関と有意義な連携方法について、可能性を確認しながらよりよい方向に進めていきたいというふうに考えております。

○ 25 番（首藤 正君） あと、別府自衛隊の別府地区病院について提案していますけれども、この別府の地区病院は、今年中に業務をやめて、来年3月廃止になると思います。それで、別府市のほうに廃止になりますよということを早くから通知してきていると思うのです

ね。その対応をどのように別府市が取ったのか。恐らくその対応が見えてこない、遅いと、こう思うのですね。

それで、要望しておきますけれども、この土地を自衛隊の周辺対策費として別府市が譲渡してもらうことはできないか、また、無償で別府市がこれを使う権利ができないか。あとは、現自衛隊と別府市が共同でこれを利用できるような施設、そういうものに利用できないか、ぜひ考えていただきたい。特に自衛隊の周辺対策費としてこの土地を別府市が手に入れる。そういう活動をぜひ続けていっていただきたい、このように思いますので、これは強く要望しておきます。

それから、最後になりますが、別府市のやっぱり歴史・伝統・文化、これを守るためにどのようにしていったらいいのか。教育委員会、考えをお聞きしたいと思います。

○教育部長（柏木正義君） お答えいたします。

先人が大事に育んできた伝統・文化をしっかりと掘り起こし、それを磨き、発信することによって後世に継承することは、大変重要なことだと思っております。このことにつきましては、平成27年10月に策定したべっふ未来共創戦略、令和2年3月に策定した第2期別府市総合戦略の中に「産業・伝統・文化を徹底的に磨くことで新たな価値を創造する」と掲げられております。

本市では、別府学を奨励し、授業にも取り入れており、別府の歴史・伝統・文化を積極的に学び、郷土別府に誇りと愛着を持つことにより、未来に向け新たな価値の創造と自らまちづくりを行う人材の発掘・育成につなげる取組を進めております。そのほか、別府市文化財保護条例の規定により設置された別府市文化財保護審議会及び専門職員によりその保存及び活用のために必要な措置を講じ、本市の歴史・文化の継承や文化財の保護・活用に取り組んでいるところでございます。

○25番（首藤 正君） 今、教育部長から答弁がありましたけれども、特に別府学、これは子どもたちにとっても大きな教育財産となって生きていくと思います。

別府市の歴史・伝統・文化を守るのは大変ですね。今の文化財委員さん、みんな優秀な方がそろって非常に別府市の文化財を保護してくれている。感謝を申し上げたいと思います。

そこで、最後に別府市の市制100周年が、市長、令和6年になると思います。そして、今言った歴史・伝統・文化、産業も含めてこれらを総括して分かるというのは別府市誌だと思うのです。別府市誌も随分前に発行してもう20年近く再発行していないのです。そして、100周年を記念して特別な別府市誌を作って、この歴史・伝統・文化・産業を織り込んだ立派な別府市誌を作って歴史・伝統・文化・産業を守るための基本の一つとして作成していただきたい。ぜひ別府市長の答弁をいただきたいと思いますけれども、私の今までの質問も踏まえて何かありましたら、一緒に御答弁願いたいと思います。

○市長（長野恭紘君） お答えいたします。

財政問題からいつも厳しい、また的確な御指摘をいただいております。これについては、1番は、交付税にきちんと臨財債が算入されているか、ちゃんと返してくれるか、ここが一番重要なことだと思いますので、これはしっかりデータを参照しながらチェックをしていきたいというふうに思っています。

それから、京大、九大との連携については、歴史的な経緯がありますので、それを踏まえてしっかり両大学とさらに緊密な、地元で物理的にある大学もありますし、九大、京大という大学も、特に博物館的なものを造っていききたい、図書館を造っていききたいというようなものもありますので、それについてもしっかりと取組をさせていただきたいというふうに思います。

それから、自衛隊別府病院については、今後、協議をもう始めているところも一部あり

ますので、そういったところも踏まえてしっかりと御意見を伺いながら進めていきたいというふうに思います。

それから別府市誌、最後に別府市誌であります。平成15年、2003年を最後に市誌の編さんをしておりません。ということで90周年のときにもやっておりますので、やはり100周年というのは、一つの史跡の大きな節目でありますので、私個人としては、これは別府市の編さんをぜひやりたい。そのためには予算それから人員という体制が重要でありますので、これ以降の予算、また人員の体制に向けて、具体的に庁内で検討を始めていきたいというふうに考えているところでございます。

- 25番（首藤 正君） 特に市長、別府市誌は今からかかっても、やっと6年に間に合うかなというような事業であろうかと思えます。ひとつ立派な別府市誌を100周年の記念の一つとして作っていただきたい。そして別府市民に、みんなに分かっていただくようにしていただければ大変ありがたいと思えます。ありがとうございました。終わります。
- 6番（安部一郎君） 議長、資料の配付の許可を願います。よろしいでしょうか。
- 議長（松川章三君） はい、どうぞ。（資料配付）
- 6番（安部一郎君） 本日、7つの項目について質問させていただきます。質問が多い関係から、簡潔に答弁していただきたいと思えます。

早速質問に入らせてもらいます。1番、エール券について。

帰ってきたエール券は、4日で売り切れたと聞いています。市民の方から3つの要望と意見をいただきましたので、考えを教えていただきたいと思えます。

まず1つ目は、地域経済の再生のために、他都市のように何年間か続けてほしいというお願いですね。2つ目は、今回は市外の方も対象にしていますが、別府市民で買えなかった方が随分いたようです。次回からは市民だけを対象にしてほしい。3つ目は、シャワー効果があり、消費額も大きい観光客に特化したものをつくって、観光地競争の起爆剤にしてほしい。以上3つの意見具申を申し上げましたが、どのようにお考えでしょうか。

（議長交代、議長松川章三君、議長席に着く）

- 観光・産業部長（松川幸路君） お答えいたします。

プレミアム商品券や観光客を対象に特化した観光施策等に対する地域の経済対策につきましては、今後の新型コロナウイルスの感染状況をはじめ地域経済の状況、中小事業者の経営環境等をふまえ、それに対する国や県の動向を注視しつつ市としての施策を考え判断し、適宜事業を講じてまいりたいというふうに考えております。

- 6番（安部一郎君） 地域経済は、本当に疲弊しています。行政の助けが必要です。よろしくお願ひしたいと思えます。

次に、市営温泉の共同浴場の維持管理について質問いたします。

今回質問を上げたところ、市民から一番問合せが多かった案件でございます。1番のレジオネラ菌の発生について、市営温泉の2箇所からレジオネラ菌が発生いたしました。その原因はどこにありましたでしょうか。

- 温泉課参事（河野文彦君） お答えします。

レジオネラ属菌は、自然界に生息している細菌であるため、両施設のレジオネラ属菌の発生原因は特定できておりません。しかしながら、検査機関の専門家の意見から、2つの点が原因と考えられます。

1つ目は、衛生管理の徹底が非常に有効な対策であるため、両施設の発生した市営温泉の施設内の浴槽、温泉の配管、貯湯タンクなどの洗浄及び消毒作業を実施し、再検査した結果、基準値以下となりましたので、衛生管理に原因があったと推測・分析しております。

2つ目は、洗浄及び消毒作業のほかに施設の再点検も行い、堀田温泉では露天風呂のため、永石温泉では設備面が原因として疑わしいとの見解でございました。

○6番（安部一郎君） まだ疑わしいという状況の中で、私が調べたなりの質問をさせていただきたいと思います。

浴槽を中心とした指定管理者に課したチェックシート、外のタンクの井戸を管理する別府市のチェック体制に不備があったと私は推測しております。どのように改善し、どのように実施していきますか。

○温泉課参事（河野文彦君） お答えします。

今回、レジオネラ属菌の検出の事案を受け、当該施設の指定管理事業者はもとより、全市営温泉指定管理者を集め直接衛生管理の徹底についての通知を行い、洗浄や清掃作業の確認及び記録の作成、提出を求めたところでございます。また、衛生管理を指定管理者だけに任せるのではなく、清掃作業に関する随時モニタリングとして営業終了後の夜の時間帯に市職員による抜き打ちでの実地調査を行っており、指定管理者及び市の双方で衛生管理の徹底を図っております。

今後は、今回の事案を教訓とし、指定管理者が担う管理運営業務への指導、また温泉課が担うチェックシートの内容の見直し、敷地内の泉源、温泉配管、貯湯タンクの洗浄、消毒作業等や設備の不具合や老朽化の対策等、既に取組を行っている部分もございしますが、ソフト面・ハード面の両面で取り組んでまいりたいと考えております。

○6番（安部一郎君） 今回の答弁を細かく、私のほうで解釈いたします。今の答弁にあったように、指定管理者の管理するところと市役所が管理するところが別である。まずその認識を担当課はちゃんと持っていたいただきたいと思います。

事前協議の聞き取りの中で、市役所が管理する井戸から、外のタンクが非常に危険であると私は感じております。その日報を見ると、誰が何を具体的にどのようにしたのか全く分かりません。前回のレジオネラ菌発生以降も全く同じ状況が続いていたようです。危機意識が全く感じられないと私は思います。

また、指定管理のチェックシートを見ると、レジオネラ菌が基準値以上のものが検出された露天風呂の表記がありません。何をチェックしているのか、もう一度全てをやり直していただきたいと思います。二度と起こさないよう肝に銘じていただきたいし、人の命に関わることです。業者に対してのチェックシートの改善、職員のつける日報の改善を強く求めます。過去の議会で申し上げましたが、他都市と比べ清掃や管理体制が非常にお粗末のように思えます。

議会事務局を通じて調べた資料を昨日お渡ししていますので、他都市の事例を参考にしながら、日本一の管理体制を築いていただきたいと思います。

次にまいります。モニタリングについて。

自らがチェックできないのであれば、アンケートの強化、温泉Gメンの復活が求められると思いますが、いかがお考えでしょうか。

○防災局長兼観光・産業部参事（白石修三君） お答えをいたします。

まず、初めにアンケートについてですが、現状では指定管理者に対し、これは協定書の中でもちゃんと記載していることではございますが、一定量以上のアンケートの回収を義務づけているところであります。そこで温泉課、市としましても、利用者がアンケートをしたくなる、いわゆる書きたくなる仕組みづくりも必要であるというふうに考えております。

また、本市はデジタルファースト宣言都市でありますので、デジタルの力を最大限に利用し、紙だけでなくスマホ等でもアンケートができるシステムを構築し、アンケートしやすい環境づくりも検討したいというふうに考えております。

一方、市営温泉等運営モニター制度、今議員がおっしゃったいわゆる温泉Gメンについてですが、衛生管理の向上を図ることを目的の一つとして令和元年度から導入した経緯がありますが、昨年度は新型コロナウイルスの感染症の影響のため実地調査を見合わせてい

るところであります。

今後、調査内容、調査方法等の見直しや調査の効率化も踏まえ、再開について判断を行う考えであります。

- 6番（安部一郎君） 外部評価委員会が先般ございまして、その中で評価の委員の皆様が言ったことは、アンケートを必ず取ってください。唯一評価されたのが、竹の博物館だけで、それ以外の施設はアンケートがとても少なかった。インセンティブを取るか何かしないと、デジタル、デジタルとうたっても取れないのではないかと危惧しております。

その中できちんとアンケートを取る、これはもう当たり前のことですね。きちんと管理する、これも当たり前のことです。一番の問題は、お客様から指摘を受けたその対応をどうするかが最も重要なことです。

先ほど配りました資料を見てください。これは堀田温泉の7月度のお客様のアンケートをまとめたものです。下から4番目を見てください。「露天風呂の床がつるっとしていて、滑りやすい。入っていて怖い気がします。毎日、清掃しているのでしょうか。昨日も同じで滑りました」と。これは翌月も似たようなアンケート結果が出ています。問題なのは、ここに対する対応でございます。「清掃業者に注意喚起します」、当然ですね。ここは驚くべき発言なのですが、「受付員に伝えて頂ければ、その日の清掃に反映させて頂きます」。民間ではあり得ない対応と思えますし、私が求めているのは、指定管理業者がこのように対応すると言ったことに対して、例えばここ言えば「注意喚起して清掃を徹底させます」と。徹底させると言っ、ここで終わっているのですよ。この後、市がそれをちゃんとやっているかどうかの確認をするという、その部分が欠落していると思えます。これを明文化して形にするべきと思えますが、いかがお考えですか。

- 防災局長兼観光・産業部参事（白石修三君） お答えをします。

このお配りになったアンケートについては、しっかりと記入・対応のほうも不適切な表現等もありますので、そこはしっかりと改善させていただきたいと思えます。

また、先ほども答弁させていただきましたが、アンケートは一定量以上の回収数が必要ということで定めております。また、これは利用者の満足度の向上にもつながる一つの手法だというふうに私どもも考えております。議員がおっしゃるとおり利用者からの目線を考えたとき、例えば自分がこういうアンケートをしたときに、その結果がどうなったのかというのは非常に気になる点でありますので、建設的な意見の要望や改善事項の対応については分かりやすく明示するなど、利用者の満足度の向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

今後、明示方法、明示場所などを、検討が必要になる事項があると思えますが、利用者や市民へのサービスの一つとして取り組んでまいりたいと考えております。

- 6番（安部一郎君） ぜひとも、よろしくお願ひしたいと思えます。

もう一回アンケートを皆さん見てください。上から4番目、「水風呂が欲しい。サウナが欲しい。電気風呂が欲しい」。その回答が「ここは健康ランドとは違います」、こういう対応はないと思えますね。サウナを持った施設は、市営温泉にテルマスがありますので、そこを案内するとか、本当、細かいチェックを必ずしてほしいです。まず日報、チェックリスト、それとアンケート、これはもう執行部全体が共有して、担当副市長、ぜひとも副市長までぐらひはチェックして、形になっているかどうかというのを今後やってもらいたいと思えます。

次にまいります。配管について。

温泉課に質問いたします。他都市の温泉都市と比べると、清掃業務に問題があると思えます。源泉管理、特に外タンクの配管清掃の頻度と消毒の在り方を再構築していただきたいと思えますが、どのように考えますか。

○観光・産業部長（松川幸路君） お答えいたします。

先ほど来担当の部の参事及び温泉課の参事から原因やその対策・対応等を答弁させていただきましたが、市営温泉は、市民生活や別府の観光に欠かせない地域資源でありますので、利用者の意見を十分に踏まえ、指定管理者とも協力しながら指定管理者、温泉課の双方で衛生管理を徹底した温泉運営を行ってまいりたいと考えております。

○6番（安部一郎君） 今回の答弁は、2018年のレジオネラ菌が発生したときも同じような答弁をいただきました。もう一度本当、気を引き締めて対策を練ってください。

詳しく私が調べた中で、例えば松山市、松山市は3か月に1回タンクの清掃をしています。そして熱海市では、再発防止のために滅菌機の機械を入れてこのレジオネラ菌対策を行っておりますので、根本的なことも考え直さないといかぬかもしれません。特に塩素を入れることを嫌がっていますが、ほとんどの温泉都市は、僕が調べた中ではもう塩素を使って対応しているようなので、そういうのも含めてぜひ検討してみてください。

ということで白石担当部長、人事異動で担当部長になるのですかね、ぜひとも他都市の事例含めてやってもらいたいと思いますが、どのように考えていますか。

○観光・産業部長（松川幸路君） すみません、担当の主たる部長のほうからお答えさせていただきます。

市営温泉の衛生管理の強化におきましては、適宜必要な見直しを行っているところでございますが、温泉施設における衛生管理については、管理の不徹底が重大な事案を引き起こしかねないものであることは認識をしております。

先ほど来議員からお借りした資料にも——一部拝見させていただきました——ありましたとおり、松山市の道後温泉や熱海市では、県の条例上や個別の対応などにより浴槽水に塩素を入れて管理している取組を行っているとのこととあります。そのような他の温泉地の管理事例等も参考にしながら、衛生管理に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○6番（安部一郎君） ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

次の質問にまいります。温泉の配管について質問します。

この温泉配管は、やり替えをしているのか。別府市の未来のため、水道管と同様に別府市の最も必要なインフラ整備と私は考えますが、公共施設マネジメントにその考えが反映しているかどうか教えてください。

○温泉課参事（河野文彦君） お答えします。

温泉管等につきましては、通常の業務として定例的に湯量をチェックしながら、不具合が生じた箇所のスケール除去、漏湯箇所の修繕や一部管の入替え工事を実施するなどの維持管理を行っているところであります。

一方、インフラ施設を含めた公共施設全体の実態と今後の予想を明らかにした別府市公共施設等総合管理計画では、温泉管の更新費用の推計を行っておりますが、多くの温泉管は工事年度が不明な箇所も存在しております。よって、費用の平準化の具体的な計画を策定するまでには至っていないのが現状でございます。同計画では、2043年には多額の更新費用が必要になると推計されております。このような状況でございますので、他のインフラ施設と同様、温泉管の改修等に係る計画等の立案に向けて準備しているところでございます。

○6番（安部一郎君） 具体的な年次計画、策定するまでには至っていないということですね。別府市の未来につなぐ我々の責任において調査を早くして、具体的な計画を立てていただきたい。強く要望しておきます。

次の質問にまいります。井戸の調査が大分県とともに終了したと聞いております。それに合わせ配管の整理整頓をしなくてはいけないのではないのでしょうか。共同温泉の配湯だ

けでなく、民間業者の手の届かない旅館やホテルの営業店の配湯も考えていかななくてはならないのではないかと思います。

鉄輪地区では、先月か、共同温泉が3か所お湯が止まりました。地域の共同温泉が止まって、地域社会は混乱したと聞いております。また、民間事業者の温泉のお湯が止まったり、温度が下がったりしたとも聞いております。止まる井戸もありますけれども、湯の川を見ますと、垂れ流している井戸もあります。民間会社と連携し、配湯を検討するべきではないでしょうか。植林をして温泉を保護すると同様、配管を整理し、配管を整備する計画が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○観光・産業部長（松川幸路君） お答えいたします。

大分県と別府市で共同で実施いたしました別府市温泉現況調査につきましては、現在、調査にまで至った源泉については、現地にて聞き取り調査や測量等を行い、現況の結果を取りまとめております。この調査結果は、温泉賦存量調査の基礎資料といたしまして、今後の温泉資源の適正利用と保護に向けて調査結果を活用することとしております。

一方、源泉は基本個人財産ですので、市内の全ての温泉を行政が管理することは大変難しい状況ではありますが、しかしながら、温泉の適正利用、温泉資源の保護の観点からも、市が管理する源泉と民間や個人が管理する源泉のうち未利用の温泉を有効活用し、融通し合うことも一つの方法と考えておりますので、その可能性を含め今後検討していく必要があると考えております。

○6番（安部一郎君） 先ほど私のほうで発言しました共同温泉が止まったという話ですけれども、鉄輪地区では民間の井戸から行政がそのお湯を集め共同温泉に配湯するという先人の知恵で温泉文化を守ってきた歴史があります。その一方で、別府市の井戸の温度が、別府市の配湯する井戸の温度が下がってそのままになっている。そしてまた、残念ながらその対応ができていない、そんな現状も調べると分かってきました。

一番問題になっているのは、鉄輪地区においても旅館事業者の井戸が止まっているところがあるそうです。12月のお客様を全てキャンセルする事態になっているようです。これはもうとんでもない経済損失です。条例を改正して民間事業者にも配湯できる仕組みをぜひつくっていただきたいと思います。湯の川に捨てられているお湯を集め配湯するのも行政の仕事であってもよいと思います。一日でも早い実態調査をお願いします。

次の質問にまいります。その流れの中で鉄輪湯の蒸し工房の下の足湯が1年以上止まっていますが、どのようにするつもりでしょうか。

○観光課長（日置伸夫君） お答えいたします。

地獄蒸し工房下の足湯・足蒸し施設の利活用につきましては、指定管理者と検討しているところでございます。

○6番（安部一郎君） 指定管理とどのような検討をしているのかというのはさておきまして、潰すつもりではないでしょうか、まさか。僕は、早急に今の配管をやり替えて、一番インスタ映えがする別府市の最高の写真スポットだと思っていますので、ぜひ一日も早い再開をお願いいたします。

ということで、次の項に移りたいと思います。テルマスについて質問させていただきます。

このテルマス、新聞報道でありましたが、改めて今後の流れについて教えてください。

○温泉課参事（河野文彦君） お答えします。

北浜温泉につきましては、廃止後の財産の有効活用の可能性について市場性等を調査するとともに、今後の方針についての検討のため、11月29日にサウンディング型市場調査を開始いたしました。この調査は、継続して温泉施設として利用することに限らず、民間事業者の自由な発想に基づく意見・提案を求めるものでございます。今後、民間事業者か

らの提案資料の提出を受けた後、事業者との対話を実施し、令和4年2月下旬頃をめどに調査結果を公表する予定としております。

- 6番(安部一郎君) 実はこのサウンディング調査、過去2回、上人ヶ浜の砂湯の件で2回ほどやっております。公開されておりますが、1回目と2回目の公開の方法が違うのですよ。どんな意図があって公開の方法が違うのか分かりませんが、市民も含めている事業者が具体的に知りたがっているのです、このガイドラインも出ていますので、ガイドラインに沿った公開の仕方をしていただきたいと思います。これは要望で終わります。次にまいります。Wi-Fiの環境整備について伺います。

公共施設のWi-Fi環境は、過去の議会の答弁で整備すると言って1年を迎えようとしています。どのようになっていますか。特にサザンクロスについて、いつまでに整備する、時期について教えてください。

- 社会教育課長(古本昭彦君) お答えいたします。

社会教育課が所管する各地区公民館、野口ふれあい交流センター、サザンクロスのWi-Fi環境整備につきましては、来年度からの計画的な実施に向け、現在施設ごとに必要な機器の台数、運用方法などの調査研究を進めているところでございます。

- 6番(安部一郎君) ここは教育施設であって、避難施設であり、急務であると認識はありますので、なるべく早い設置に向けて動いていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

次の学校、家庭については、事前の聞き取りで全て計画どおりいっていると聞きましたので、この質問は割愛させていただきます。

観光対応ということで、観光課が所管しているWi-Fiの概要はどのようになっていますでしょうか。

- 観光課長(日置伸夫君) お答えいたします。

観光が所管しておりますWi-Fiにつきましては、平成28年3月にJR別府駅やピーコンプラザ、主な市営温泉等に設置し、昨年6月には別府公園東門に増設いたしまして、20か所で利用可能となっております。

- 6番(安部一郎君) つまり5年間で1か所の増設ということですね。

併せて、続けて質問します。今後の増設計画や5G対応についてどのようになっているか教えてください。

- 観光課長(日置伸夫君) お答えいたします。

Wi-Fiの増設等につきましては、入湯税超過課税事業として実施しており、別府市入湯税の超過課税事業審議会において協議をしているところでございます。協議の中で国内携帯電話事業者のデータ接続料の低廉化のほか、海外からの旅行者はレンタルWi-Fiを準備している方が多い傾向や、ランニングコストなどに対する協議がございまして、今後のWi-Fiスポットの増設については、コロナ後における利用者の動向を踏まえて検討していくこととなっております。

また、第5世代移動通信システム・5Gへの対応につきましては、機器の普及状況やサービス区域、利用状況、コスト等について調査してまいりたいと考えております。

- 6番(安部一郎君) デジタル化に向けて、よろしくお願したいと思います。

それでは、次の4番、土地の売却について質問させていただきます。

売却先、契約者との協議録について。随意契約した土地売却について、協議録について残すものと残さないものがあったり、内容においても協議録作成要綱を定めたにもかかわらず不備があるようです。後世においてチェック・確認ができるものを残していただきたいと思います。土地売却による同意書や利用者目的等の申請書は当たり前の話で、今後は誰と誰がどこでいつ協議をし、した参加者全てを記入して交渉記録を残して、特に問題が

起きることを予見し、特約条項をきっちりと整備し、近隣の方から異議申立てがされても説明できるものを残していただきたいと思います。

また、事前に参考に会社法における議事録についての資料を送りましたが、参考になりましたでしょうか。この2点についてお答えください。

○総務課長（牧 宏爾君） お答えいたします。

土地の売却に至る経緯につきましては、一定程度協議の経過等を記録しておくことは必要なことであると考えております。土地の売却にかかわらず、様々な会議において会議録を整備することは重要なことであることから、令和2年度に別府市会議録作成要綱を定め、会議録の作成に関し必要な事項を定めております。この要綱の運用に当たり、どこまで詳細な記録を残すかについては、その会議や協議の性質、重要性等様々な事情を考慮し、執行部として総合的に判断すべきものと考えておりますが、いずれにしましても、会議等の経過及び結果が容易に理解できるような会議録の作成に努めてまいりたいと考えております。

また、議員から資料をいただきましたが、私どもとしても会社法第369条第3項及び会社法施行規則第101条等に関連する議事録等に関する様々な文献を参照しているところであり、今後も適切な対応を行ってまいりたいと考えております。

○6番（安部一郎君） もう一度確認しますが、どこで誰がいつ、必ず内容とその結果、それを明記していただきたいと思います。特に特約条項については、神経をとがらせて書いていただきたいと思います。

次の質問にまいります。5番、指定管理について。志高湖の指定管理について質問いたします。

かつてサザンクロスの指定管理業者が大分市の業者で、再発注先がほとんどが大分市の業者となっていました。しかし、現在では是正され、別府市の業者が再発注先となっております。今回の選定で管理業者が東京の方になっています。仕入れが東京中心にならないか、契約時において何かしらの縛りはつけないのかとと思っているのですが、お考えを聞かせてください。

○観光課長（日置伸夫君） お答えいたします。

地元事業者との物品の調達等につきましては、地域内経済の循環による効果が期待できますので、市内の事業者を中心に物品の調達等を行っていただくよう、議決後申入れしたいと考えております。

○6番（安部一郎君） ぜひとも、よろしくお願ひしたいと思います。

2番の賃貸借契約に移ります。

指定管理が全てではないと、私は思っております。賃貸借契約、様々な契約のやり方があろうかと思っておりますので、考えについてお聞かせください。

○政策企画課長（行部さと子君） お答えいたします。

指定管理者制度導入施設の賃貸借契約についてですが、昨年度開催されました別府市外部行政運営評価委員会における観光施設や温泉施設の評価の中で収益を生む施設については、指定管理料をゼロ円とすること、また、収益の多い施設については、テナント制の導入などを検討するように評価をいただいております。

まだ新型コロナウイルス感染症の影響がある今年の運営状況も見ながら、収益の上がる施設と判断される場合は、次回、指定管理者候補の選定の際にテナント制の導入も含め、施設所管課等内部で協議したいと考えております。

○6番（安部一郎君） 様々な検討をしていただきたいと思います。

それと、収益の扱いについて質問します。

今回、鉄輪蒸し工房では、業者のありがたい意向によりまして、多額の収益を寄附して

いただきまして、自主事業として工事をしていただきました。しかしながら、多額の工事、基本的には別府市が行うべきものと思いますが、それはどのようにお考えですか。

○政策企画課長（行部さと子君） お答えいたします。

利益につきましては、経営努力のインテンシブとして指定管理者に付与されますが、施設の設置目的や指定管理者の法人格の種類によっては利益の取扱いが違ってくとも考えられることから、施設ごとに事業者と協議を行った上で利用者や地域への還元、また施設の修繕などに充てられるものと考えております。

地獄蒸し工房 鉄輪におきましては、昨年度施設の配管設備の工事が行われておりますが、それまでの2年間で収益を利用者のより快適な御利用のために施設へ投資をしたいとの申出がありましたので、事業者との協議の上、本事業による収益から経費を支出したものであり、工事は適正に行われたと考えております。

○6番（安部一郎君） 指定管理者の工事関係費に関する契約では、軽微なものは指定管理業者がし、それ以上のものは別府市がやることになっていると思います。大分県のようにある定額以上は返納するというやり方はだめなのでしょうか。また、収益の定額以外の余剰金は寄附をしてもらい、軽微な工事以外は別府市がやるべきだと私は思います。協議の結果をまた教えていただきたいと思います。

この項の最後に、指定管理施設に気になるアンケート結果がありましたので、御報告いたします。先ほどのお配りした資料、下から3番目、見てください。これは温泉施設のことなのですが、「浴室の鏡の曇りが酷い。値上げ後サービスが低下している」、こういう指摘が、ここの7月だけではなくて度々ありますので、指定管理を担当する担当課として各担当課に指導を出していただきたいと思います。

もし温泉施設などを含めて管理ができなければ、手放すことも必要かもしれません。指定管理がよいのか賃貸借契約がよいのか、直営に戻したほうがよいのか、公共施設の管理の在り方を絶えず協議していただきたいと思います。

ここは、これで終わります。次の質問にまいります。

スポーツ施設について。モニタリングの結果について、前議会で各競技団体から聞き取りをしてくれというお願いが出ました。その聞き取りの経過を、説明していただきたいと思います。

○スポーツ推進課長（中西郁夫君） お答えいたします。

本年9月から別府市のホームページで施設利用者へのアンケート調査を行っております。11月30日現在で58件御回答をいただいております。また、これまでにサッカー、ラグビー、陸上、野球の競技団体の方々から直接御意見を伺っております。いずれも施設整備等のハード面に関する要望であったり、運用などソフト面に関する要望や御提案など様々な御意見を伺うことができました。

今後は、これらの御意見を分析し、問題解決につなげていきたいと考えております。

○6番（安部一郎君） 多分全ての競技団体から生の声を聞いた課長は、課長が初めてだと思います。私も1つ同席しましたがけれども、私自身もびっくりした気づきもありましたし、課長自身も大分驚かれたようですけれども、あれが生の声です。

そして、その情報を担当課職員のみならず、皆様の執行部全員で共有してもらい、それで市長の判断をいただくようにしていただきたいと思います。必ずこれはもう毎年行っていただいて記録を残して、できればこのアンケートによる公開をしていただけたらいいのかなと思います。

その中で、競技施設の再編について質問いたします。今日までどのような協議をしてまいりましたか。

○スポーツ推進課長（中西郁夫君） お答えいたします。

市有地の中で実際にスポーツ利用が可能かどうか、現地を確認させていただきました。現在の利用実態を踏まえ、利用可能な市有地につきましては、所管課と協議をしております。

また、スポーツ施設はできるだけ利用者の立場に立った運営に努めるため、現在、指定管理者と協議を行い、利用時間の増加を図るなど効率的な運用を目指します。

- 6番（安部一郎君）現在の指定管理業者との運営については、聞き取りの中で反映していただきたいと思いますが、私が求めているのは、この前、課長と一緒にスポーツ関係者と別府市の空き地を見てまいりました。野球でいえば、天間にバックネットを整備した空き地があります。これはもう草刈り1つとコンボを1回入れるだけできれいな野球場ができますし、例えば神楽女湖の駐車場ですかね、あれは5月、6月しかたしか使わないと思いますし、広大な空き地もありますし、まだまだそのような空き地がたくさんありますし、特に、何回も言いますが、上人ヶ浜多目的広場は一部の人が勝手に使っているような状況なので、そこも整備して使うと、今、立派な芝を維持することもできるし、併せて今ある多目的広場の緩和もしていただきたいと思います。

その未利用地についてなのですけれども、管財課のほうに多分未利用地の資料があるのではないかと思います。前回、私、ここでその質問をしたときに、整理整頓はできていると思いますので、各担当課から空いた土地を探して、それを見に行くということも一つの手だと思えます。引き続き早い解決をして、お願いしたいと思えます。よろしいでしょうか。

- いきいき健幸部長（内田 剛君）お答えいたします。

スポーツ施設以外の市有地の利用につきましては、練習場所の確保に困っているスポーツ関係の利用者の御意見を聞き、利用可能な市有地を調査した上で現在の利用方法や利用者等の状況を踏まえ、所管課と協議していくために、直ちに結論を出しにくいということは御理解をお願いしたいと思っております。

なお、既存のスポーツ施設を効率的に運営することが、私の部としては第一と考えておりますので、できるだけ指定管理者と協議して利用時間を増加し、利用者の要望に応じていくことが私は重要であると考えております。

- 6番（安部一郎君）過去において、日名子議員や梶田議員から同じような質問があつて、今、部長が答弁していただいたように指定管理業者と使いやすい環境をつくっていただきたい。当然なことですが、ただ問題は、今言ったみたいにスポーツ振興課が所管する以外の土地がたくさんあります。公園緑地課であったり、総務課が持っている土地であったり、そういうのがありますので、前回、副市長に答弁してもらいました。誰かが先頭に立ってまとめていかないと、これは先にずらないと思えますので、ぜひとももう一回副市長、いかがですか。今の話を聞いて、各競技者のアンケートの中でいろんな組立てをしてもらいたいと思えますが、いかがでしょうか。

- 副市長（松崎智一君）前回に続き御指摘いただきまして、ありがとうございます。

前回の答弁でも申し上げましたけれども、スポーツ施設としての役割を持っているもの、またそれ以外の課で持っているもの、様々な目的での施設がございますので、そこは御指摘いただいた内容を踏まえまして、またアンケート結果などを参照にしながら各部・各課と協議をしていきたいと思っております。

- 6番（安部一郎君）ぜひ各課を束ねて、総合的に考えてもらいたいと思えます。

それでは、次の質問にまいります。ホームページについて質問いたします。

リニューアル予定の観光情報ウェブサイトについては、誰が問題を抽出し、誰が再構築し、サイトディレクションを誰が行い、運営は誰が行うのか。外部の民間力の力を借り、記事の内容を確認したほうがよいと思えますが、考えを聞かせてください。

- 観光課長（日置伸夫君）お答えいたします。

新しい観光情報ウェブサイトの運営につきましては、観光関連団体の方と連携しながら進めていきたいと考えており、サイトディレクションや記事の更新につきましては、今議会で議決をいただきましたならば、今後選定される事業者と協議していくことになるかと考えております。このため、本年9月から新型コロナウイルス感染症収束後を見据え、別府観光が飛躍するアイデア検討のため、関係機関や専門家らが議論を深める「別府観光あり方検討会議」を開催しており、本会議の1つでありますデジタル技術をもってする観光分野における改革、観光デジタルトランスフォーメーションのワーキンググループにおきましては、新観光情報ウェブサイトを利用して、官民が連携して観光データ活用基盤の整備と普及促進を図り、データ分析による効果検証と改善を実施することにより、より効果的なPDCAサイクルを確立するような基盤づくりの重要性も議論されております。

同ワーキンググループの参加者の方の御協力をいただきながら、新規のサイト構成だけでなく、継続して御意見を伺いながら記事制作及び更新を進め、利用者からより活用されるサイトを目指していきたいと考えております。

- 6番（安部一郎君） 課長、大変失礼な言い方をしますが、ワーキンググループ、観光DX、PDCAサイクルの確立、4年前に業者委託したときの仕様書に似たような文言があって、同じような答弁をしていますが、私は、前は業者任せで失敗したと思っております。業者任せにならず、訂正はすぐできて、情報がいち早く発信できるシステムにつくり直していただきたいということと、聞き取りの中で観光課が中心となつてと言っていました。これも大変失礼な言い方をしますが、二、三年の観光課の在籍の職員がその観光情報をコーディネートできるとは私は思っておりません。中心になるのは、観光課の職員や業者ではなくて、プロの集団である観光協会やBizLINKなどが望ましいと思っております。観光課の仕事は、情報を集め、全体の工程管理と予算管理をして市民をつなぎ束ねることで、業務のほとんどは市民とともにやるものだと思っております。まちづくりは人づくりであることを、職員がまず認識していただきたいと思っております。また、それが成功することにつながっていくのではないかと思います。

その中で1つ質問があります。まちづくり団体の中に自立支援おおいたというのがあります。新聞報道でもありましたけれども、とてもすばらしい団体ですが、バリアフリーツーリズムも提唱して、すばらしいバリアマップが出来上がっています。その内容は、全ての人にとっても優しい観光が案内されています。ぜひこのような団体もチームの中に入れて、ホームページの上で反映していただきたいと思っておりますが、部長、どのようにお考えですか。

- 観光・産業部長（松川幸路君） お答えいたします。

現在の観光ホームページにおきましても、バリアフリーツアーセンターとリンクを貼っております。先ほど説明がありましたけれども、観光のあり方検討委員会の中でもユニバーサルツーリズムを私どもは一丁目一番地の一番先に掲げている事業でございます。その中で当然観光DX、新しいホームページというふうなものがございます。従前同様、連携を取りながら検討していきたいと思っております。

- 6番（安部一郎君） それを、何回も言いますが、事前にも言いましたけれども、ホームページで展開してください。中でやっていることは知っています。ぜひお願いしたいと思います。

ぜひ協働のまちづくりとこのホームページのつくり込みが、僕は頭の中で一致しているのです。もしかしたら協働のまちづくりの成功事例が、このホームページにあるのではないかと考えています。次回は、協働のまちづくりについて論議したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、終わります。

- 議長（松川章三君） お諮りいたします。本日の一般質問はこの程度で打ち切り、次の本

会議は明日定刻から一般質問を続行いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松川章三君） 御異議なしと認めます。よって、本日の一般質問はこの程度で打ち切り、次の本会議は明日定刻から一般質問を続行いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時12分 散会

